

第百四十一回国 参議院 厚生委員会 會議録 第十三号

平成九年十二月十一日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

十二月十一日

補欠選任

中島 眞人君

阿部 正俊君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 正和君

理事

上野 公成君
南野知恵子君
清水 澄子君

委員

阿部 正俊君
石井 道子君
尾辻 秀久君
田浦 直君
中原 爽君
長峯 基君
宮崎 秀樹君
西山登紀子君

国務大臣

厚生 大臣

小泉純一郎君

政府委員

田中 泰弘君

事務局長

谷 修一君

局長

小林 秀賢君

局長

高木 俊明君

事務局長

大貫 延朗君

説明員

厚生大臣官房
保健福祉部長

篠崎 英夫君

本日の会議に付した案件

○精神保健福祉士法案(第百四十回国会内閣提出、第百四十一回国会衆議院送付)
○言語聴覚士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本正和君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

この際、申し上げます。

平成会、民主党・新緑風会及び太陽所屬委員の御出席が得られませんので、出席を要請いたしますと存じます。しばらくお待ちください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本正和君) 速記を起こしてください。

平成会、民主党・新緑風会及び太陽所屬委員に對し出席を要請いたしました、御出席を得ることができませんので、やむを得ず議事を進めます。

委員の異動について御報告いたします。

本日、中島眞人君が委員を辞任され、その補欠として阿部正俊君が選任されました。

○委員長(山本正和君) 精神保健福祉士法案及び言語聴覚士法案を一括して議題といたします。

両案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎秀樹君 おはようございます。

PSW並びにST法案の審議に入る前に、ちよつと緊急に一つ御質問を申し上げたいことが

ございますので、それから始めさせていただきます。

現在、各地で、過剰病床地域にかかわらず病院の開設が横行しようとしている事例が起きております。これは、地域医療を乱す行為でありまして、極めて遺憾であります。それにつきまして伺いたいと思います。

医療法第三十条の三で、医療圏の設定と必要病床数を医療計画で記載すること、第三十条の七で、「都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者又は病院の開設者若しくは管理者に對し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設又は病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して勧告することができ」と規定しております。しかし、この規定に逆らつて強行に、熊本県でもございましたし、鹿児島県では最近、徳洲会病院が裁判を起こして、一審判決ではこれは徳洲会病院側の勝訴という、まことに遺憾な事例になっております。

しかし、これまでこういうことをまじめに守つてきた本邦に善良なる医療機関というものは、全く正直者はばかを見るようなことが起きては地域の医療というのにはますます混乱を生じてくる。ひいては、今、医療保険制度の抜本改革等に取り組んでおる中で極めて遺憾なことでありまして、厚生省としてこれにどう対応されるか。まず、健政局長の方からお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(谷修一君) 医療計画は、無秩序な病院、病床の増加を規制する、それによりまして医療資源の地域的偏在の是正あるいは医療関係施設の連携の確保を図ることから、都道府県において定めることにされていくわけでございまして、各都道府県におきます適正な医療計画体制の確保ということがこの目的でございます。

そういう意味で、当該医療計画の考え方に反する形で新規病院の開設許可に至らざるを得なかつたということとはまことに遺憾だといふふうに考えております。

私もといたしましては、各都道府県においてそれぞれが定める医療計画に沿う形で適正な医療提供体制が確保されるよう、かつまたこの鹿児島県の事例にございしますように、手続をさらに明確にするというようにすることも含めまして各県を指導してまいりたいと考えております。

○宮崎秀樹君 指導だけじゃだめで、やはりこれは法的にだめならば、法的なきちつとした規制をかけるべきだと思ひますが、これはどういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(谷修一君) 現在の医療計画、医療法の中では、先ほど先生がお触れになりました三十条の七の事項、それからもう一点は第七条の二、医療機関の開設許可という事項があるわけでございます。

この問題につきましては、従来からいろいろ議論があつたところでございますけれども、医療法の世界の問題だけではなくて医療保険の上でも対応するというところで、従来県の方には指導をしていくところでございます。

○宮崎秀樹君 それは法律の中では何ともできないということになれば、我々も考えなきゃいけないと思つております。

それでは、保険局長、これに關してどういふ処置をされるか、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(高木俊明君) これまで医療法上、今、健政局長がお答えしましたようないわゆる勧告であります、この勧告にもかかわらず保険医療機関の指定申請が出されたという事例はございません。

今後これが出てくるかどうか、まだ見きわめな
いといけません、今の具体的な事例として、仮
に保険医療機関の指定の申請が出されるというよ
うなことがあった場合には、私どもとしまして
は、保険医療機関の指定というのは公法上の契約
であるというふうに考えておりますので、医療法
上の勧告があるにもかかわらず申請が出てくる
という場合については、私どもとしては指定をしな
いということと指導していくということと考えて
おります。

○宮崎秀樹君 ぜひ厳しくそういう違法者に対し
ては断固たる態度で臨んでいただきたいと思います
です。

それでは、PSWの方へ入りたいと思います。
精神保健福祉士法案につきましては、衆議院で
もいろいろ問題を指摘されておりますけれども、
一つは、精神病患者さんというのはなかなか病院
へ入りますと退院しない、退院できないという実
情があります。それは受け皿がまだきちっと整備
されてない、そういうことがございます。そうい
う中で社会復帰施設というものが足りないという
こともございます。財政状況は今厳しいわけでござ
いますけれども、障害者プランなどに沿いまし
て社会復帰施設の整備を促進することが私は重要
なことだと思っております。

厚生大臣、これに關しましてどういうお考えを
お持ちか、決意のほどをお示し願いたいと思いま
す。

○国務大臣(小泉純一郎君) お話のとおりだと思
うのであります。

大変厳しい財政状況でありますけれども、精神
障害者等の社会復帰、この環境をどうやって整
備していくかというのは大変重要でありますので、
限られた財源の中でどうやって確保していく
か、私といたしましても、障害者プランの着実な
目標達成のために努力をしていきたいと思いま
す。

○宮崎秀樹君 ぜひお願い申し上げます。
それから、我が国にソーシャルワーカーがござ

います、社会福祉士というのは既に資格化され
ております。今度は、精神保健福祉士というの
が、この法案が通ると資格化されるわけございま
すが、残ったMSW、メディカルソーシャルワ
ーカー、医療ソーシャルワーカーでございますが、
この方々に対しての将来の資格化をどのようにお
考えになつていらっしゃるか、また、どういふ
うに検討をされていらっしゃるか、お考えをお聞
かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(小林秀資君) ソーシャルワーカーの
資格制度のあり方につきましては、今、身分法が
ございませんで、法案成立後、速やかに検討を
開始したいと思ひております。

医療ソーシャルワーカーの資格のあり方の検討
に当たつては、これを福祉関係職とするのかある
いは医療関係職として位置づけるのか、それから
医師との関係はどう整理するかなど、その性格を
めぐつて関係者の間にもさまざまな御意見がござ
いまして、いろいろ難しい問題が残されていると
承知をいたしております。

なお、社会福祉士の受験資格にかかわる実務経
験施設に医療施設を追加することにつきましては
は、関係者の要望もあり、医療施設で働くソー
シャルワーカーの方々が社会福祉士資格を容易に
取得できるような方向で検討してまいりたい、こ
のように思ひております。

○宮崎秀樹君 精神保健福祉士については、その
実習の機会を十分に取入れざるべきではないかと
いうことでございまして、現在既に精神科ソー
シャルワーカーとして多くの精神病院で勤務して
いらっしゃる方がいらっしゃると思います。これらの
方々が受験資格を得るためには講習会を受ける必
要があると思ひます。この方々が円滑に受験資
格を得られるような、精神保健福祉士が早急に確
保されるような必要な措置を行うべきではないか
と思ひますが、いかがでございますか。

私は、この資格を得るということにつきましては
て、余りしち面倒くさいことではなくて受けられ
るチャンスを得るだけふやしてやりたいという

ふうと思ひております。そういう意味で、今後ど
ういふふうにかういふ方々に対して指導をされ
ていくか、御所見がございましてお聞かせ願ひ
たいと思ひます。

○政府委員(小林秀資君) 厚生省といたしまして
は、カリキュラムの中で実習の機会を十分取り入
れるとともに、講習会の実施に当たつては夜間
の講習会とかそれから通信制の講習会を取り入れ
まして、可能な限り配慮してまいりたいと思ひて
おります。

○宮崎秀樹君 社会福祉士と精神保健福祉士、そ
の方々が相互にカリキュラムを組んで資格を得や
すいようにするには、養成課程で同じことを重複
してやる必要はないわけでありまして、そこは
科目の免除とかそういう措置を私は講ずるべきだ
と思ひております。と同時に、四年制の大学とか
養成所で看護婦さんが勉勉強をしておりますけ
ども、この看護婦さんたちも法律案では養成施設
においてこれらの科目を再度修得しなくてはなら
ないというふうなことも全くむだなことだと思
うので、これもひとつ免除して資格を取りやすいよ
うな道を開くということが大切だと思ひますが、
これに關してどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(小林秀資君) 厚生省といたしまして
は、社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格を
取得しようとする場合には、一方の資格取得の際
に既に履修している科目につきましては、他の養
成課程において科目免除等の措置を講ずることを
検討してまいりたいと思ひます。

また、四年制大学や看護婦養成所の卒業生等が
精神保健福祉士の資格を取得される際には、精神
保健など既に履修している科目を免除し、これら
の者の負担の軽減を図る方向で今後検討してまい
ります。

○宮崎秀樹君 今度国家資格化されますと、PS
Wというのは配置等、位置づけが考えられるわけ
でありますけれども、保険局長、将来この方たち
のいわゆる診療報酬に対する位置づけと申しま
すか、そういう充実を図っていくことも私は

大切なことだと思ひますが、今後どういふ
にこれをお考えになつていくか、お聞かせ願ひ
たいと思ひます。

○政府委員(高木俊明君) 精神保健福祉士の診療
報酬上の扱い、これは今後検討していかなきや
ならないわけでありまして、やはり基本的にはその業
務の実態というものを踏まえまして、どういふ
うに診療報酬上位置づけしていくか、これにつきま
しては今後中医協の御意見等もお聞きしながら、
適切に対応してまいりたいというふうにご考慮
しております。

○宮崎秀樹君 御検討をお願い申し上げます
と。

それから、精神障害者施設では、保健、医療、
福祉という総合的なサービスの体制の確立を図る
ことが重要であります。また、たび重なる精神病
院における不祥事件が起きております。これらの
ことも踏まえまして、一層の人権擁護を図る必要
があります。いずれにしましても、精神保健福祉
法については平成十一年に法改正を行うと聞いて
おりますが、今後、厚生省として見直し作業をど
ういふふうに進めていくのか、お聞かせを願ひた
いと存じます。

○説明員(篠崎英夫君) 精神障害者施設につしま
しては、保健、医療、福祉の総合的なサービスの
確立を図ることが重要でございます。それで、障
害保健福祉圏域を設定いたしまして、重層的な
ネットワークを確立することとか、あるいは市町
村の役割を明確化したしまして、地域における生
活支援の一層の充実を図ることが必要と考えてお
ります。精神病院に対する指導監督体制の徹底、
精神医療審査会の役割の強化、成年後見制度の導
入等の措置を講じてまいりたいと思ひまして一層の人
権擁護策を進めてまいりたいと思ひております。

精神保健福祉法の改正につきましては、障害者
関係審議会御審議をいただくことといたしてお
ります。また現在、学会などの関係団体からの意
見聴取も進んでおるところでございまして、これ
らの課題などを踏まえつつ検討を進めてまい

と考えております。

○宮崎秀樹君 精神障害者の保健、医療、福祉の一層の充実に向けてどういふふうにお大臣がお考えになっておられるか、決意をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 精神障害者の問題について外国と日本はどうかという御質問も衆議院段階ではございました。いろいろな諸外国の例を参考にしながら、どうしたら精神障害者の保健、医療、福祉の充実につながるかということは今後も考えていかなきゃなりませんが、特に外国との比較においては日本における精神病院での入院期間は長過ぎるのではないかと、長期傾向が見られると、そういう面から社会復帰を推進する必要があるということは今後日本としても検討すべき課題だと考えております。

この障害者問題については、障害者プランに基づく施策の充実を図るとともに、精神障害者に対しては精神障害者の視点からさまざまな支援を行うという精神保健福祉士の資格化など人材の養成、そして精神障害者の自立と社会参加の一層の推進に努めていくということもこれから重要なことだと思っております。そういう観点から今回の法案も御審議をいただいているわけでありまして、今後、今御指摘の点も含めまして、精神障害者の施策の整備に関しましては一層の努力が必要であると考えております。

○宮崎秀樹君 言語聴覚障害者、それから精神障害者ももちろんそうでございますが、この障害者にかかわる欠格事由につきまして、障害者の方が何ができるかということよりも、何ができないかという観点から、やはりノーマライゼーションということを推進する意味で、この障害者の方たちが今後一つの職業に誇りを持つてつくれるということを考えてときに、この欠格事由について今後見直しを検討すべきであると思うんですが、これにつきまして厚生省はどういふふうにお考えになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(谷修一君) この欠格事項というものは

につきまして、医療関係資格の場合には一定の医学的な知識あるいは技能を持つて者でなければ人体に危害を及ぼすおそれがあるということで、この業務を的確に実施することができない者についてはその資格を与えないということになってございます。

しかし、今お話がございましたように、障害者にかかわる欠格事由ということにつきましては、障害者プランにおきましてもそのあり方を検討すべきだとされておりますし、また現在、総理府においても各種資格制度におきましても障害者にかかわる欠格事由の見直し作業が行われております。したがって、そういったような全体的な動きというものを考えながら、この医療関係資格全体の問題として検討をしてまいりたいと考えております。

○宮崎秀樹君 ぜひそのように前向きに御検討いただきたいと思います。

それから、言語聴覚士につきまして診療の補助として行う行為のうち嚥下訓練、人工内耳の調整以外のものについては厚生省令で定めるところになっておりますが、どのような定めをお考えになっているか、その内容に当たってはその関係者の意見を十分に聞いて行う必要があると思うんですが、どういふ状況をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(谷修一君) 診療の補助に当たる行為につきましては、今後有識者等の検討を踏まえて、具体的に人工内耳の調整あるいは嚥下訓練以外のものについて決めていくというふうにお考えしております。その際には、関係する医学の専門家あるいは言語聴覚士の業務に携わっておられる方、そういう方々の御意見を聞きながら具体的に決めていきたいと考えております。

○宮崎秀樹君 法律の施行後、現在のS.T.の業務を行っている人々が円滑に資格を取得できるように配慮をすることが必要であると思うんですが、これに対してどのようなことをお考えになっていかお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(谷修一君) 現在、提案をさせていた

だいております法案の中で受験資格についての特例措置を置くことにしております。

具体的には、現在各種の現場で働いておられる方が五年以上の経験を持っている、そういうような方に対して、厚生大臣が指定をします講習会を修了した方には受験資格を与えるという形でございまして、こういったようなことで現任者が円滑に資格を取得できますように、指定講習の受講場所をどういふふうにするか、あるいは時間数が過度な負担にならないよう、そういうようなことで具体的な配慮をしてみたいと考えております。

○宮崎秀樹君 なかなかお役人さんの考えることは厳しい書類審査だとかいろいろあるようでござい

ますが、そういうことはなるべく簡便にして、国民がそういう機会均等、受けやすくするような方法でひとつ門戸を開いていただきたいと思うわけでありまして。

最後に、衆議院でこの審議におきまして両法案についてそれぞれ附帯決議が行われております。政府についてもこれらのことを十分に踏まえて運用していくように最後に要望して、私の質問を終わります。

○委員(山本正和君) ただいまのところ、次の質疑会派である平成会及び民主党・新緑風会の委員の御出席が得られておりませんので、順序を変更して質疑を続行することといたします。

○清水澄子君 社会民主党の清水澄子です。

このPSWの制度化については、これまで国会で七回にわたって附帯決議が行われて、これを何らかの形で制度化することは長年の懸案事項であったというふうにも私は聞いておるわけでございますけれども、今回のこの法案について幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、このソーシャルワーカーの資格については既に社会福祉士があり、医療ソーシャルワーカーについてもその制度化を先ほども御答弁があ

りましたけれども、検討されていると。こうした中で、あえてこの精神科領域だけを独自の国家資格として精神保健福祉士を法制化する理由は何なのかということ。

そしてもう一点は、ソーシャルワーカーについてはこの分断した三つの資格制度をつくるということが果たして適切なものかどうか、社会福祉士の資格を基礎としてこれを拡充する方向でPSWの制度化を図っていくことは考えられないのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(小林秀實君) まず、精神障害者の社会復帰を促進するためには、社会復帰に関する相談援助を行う人材の確保、養成というのが不可欠であると、このように思っております。そして、社会復帰の途上にあります精神障害者につきましては、精神症状が安定していないことから、常に精神疾患に配慮しつつ相談援助や日常生活上の適応のための訓練を行う必要があるわけでございます。そういう特殊性のために、福祉に関する知識だけでなく医療に対する知識も必要であるということ、こういうPSWという資格化をお願いしたところでございます。

今、先生の御質問の中にMSWとの関係のお話もございましたが、実は昭和六十二年の精神衛生法の改正の際に、国会の附帯決議としてこのPSW法案、身分化を早急に図るようというふうな御趣旨の決議がございました。政府としてはそれを受けまして、PSW単独で行くのか、それともMSWと統合してやるかということで、今、先生が言われましたように、本来、ソーシャルワーカーという基本ベースをできるだけ一本にする方がいいんじゃないかという御議論もありまして、厚生省では両方を一緒に身分化しようと考えてました。

ところが、身分法というのは関係者の意見の一致を見て国会ですと法案を上げてまいったという経過もございまして、なかなかそれが一本化ということができない、いろいろ御議論があったと

いうことで、といって、それがまとまらないから、じゃ永久に精神障害者の社会復帰に役に立つことをやらないのかということも語弊があると、何とかしなくちゃいけないということ、今回、PSWの独自のところは確かにあるので、それで法案の提出をして、委員の先生方に成立をお願いしているところでございます。

○清水澄子君 これはちよつと大臣がいらっしゃらなくてあれですが、この標榜科目や学会における認定医など専門的な分化が進んでいる医療といえますか、医師においても国家資格は一つであると思います。ソーシャルワーカーについてのみなさん、それぞれの専門領域ごとに国家資格が必要なのか。専門分化が進んでいる医師の世界においても、逆に今日では総合的なかかりつけ医の育成が叫ばれていると思いますし、今後の高齢社会においては医療、福祉にまたがる総合的、包括的なソーシャルワーカーが求められているのではないかと考えています。

特に、介護保険制度の創設によって保健、医療、福祉にわたる総合的なサービス提供が今可能となろうとしていると思うんですけれども、そういうときに精神科領域に特別にそこだけの特化した資格制度化というのは果たして今日の状況の中でこれは適切なものかどうか。そういう場合、例えば精神科と在宅介護支援センターを持った病院や痴呆性の専門病棟を持つ精神病院で働いているソーシャルワーカーというのは、その業務を行うためには二つとか将来的には三つの国家資格を持つ必要が出てくるのかどうか、その点について大臣お答えいただきたいと思っています。

○説明員(篠崎英夫君) 先ほどの御質問でございますけれども、社会福祉士と精神保健福祉士とは求められる専門性が異なっておりまして、両者の専門性を兼ね備えるには現行より約一・五倍の養成科目などの履修が必要ということになります。それで、資格取得者の過度の負担になるなどの問題があること、また現行より約一・五倍の養成科目等の履修を行うこととした場合には、大学

院修士課程修了程度の資格として位置づけられることとなります。それで、精神障害者の社会復帰を緊急に進める上でこういうことは問題でございますので、社会福祉士の上乗せ資格とはしないということにしたわけでございます。

また、医療機関に入院する患者などに対しまして、一人のソーシャルワーカーが医療及び福祉にわたって相談などに応じることが必要な場合もございまして、その場合でも、これは名称独占業務でございまして、適宜その業務が行えなくなるといふわけではございませんので、私どもとしては、先生の今の御趣旨のようなことで問題が生じるといふふうには考えておりません。

○清水澄子君 では、実際に高齢者で慢性疾患もあり、そして痴呆状態も出てきている場合には、だれがこの相談を受けることになるんですか。こういう人たちはとにかく相談に乗ってほしいというところから始まると思うんですね。そういう場合に、今度、相談者が相談する相手を選ばなければならなくなるんじゃないかということ、国民の立場にとつてはむしろソーシャルワーカーの窓口は一本化の方が非常に使いやすんじゃないかという疑問もあるわけです。その点について、五年後の見直しということが附則の第四条であるんですが、そこでいざこの資格を検討するということですか、一本化するとか、そういうお考えは何かおありなんですか。

○説明員(篠崎英夫君) 五年後の見直しの規定が附則にございまして、これは一つには、法律により新たな制度を創設して規制を行うものにつきましまして、当該法律に一定期間経過後見直しを行う旨の条項を盛り込むということにしておりまして関係から、この条項を設けて、五年という規定を設けたところでございます。

また、医療施設で働くソーシャルワーカーの資格のあり方につきましましては、精神保健福祉士法案成立後速やかに検討の場を設けていきたいと考えております。

○清水澄子君 その五年後に何か見直すというおつもりはあるんですか。

○説明員(篠崎英夫君) 先ほど申し上げましたように、今のところ何をどの部分を見直すというところを現在の時点で考えているわけではございません。ただ、新たな法律あるいは制度をつくる場合には一定期間に見直すという規定を設けるようにいうことになっておりますので、この時点で設けているわけでございます。

また、先ほど来言っております資格のあり方につきましましては、この法案成立後速やかに検討の場を設けることといたしておりますので、それが必要があればその五年間の時点の間に議論がされるというふうには思っております。

○清水澄子君 次に、これも厚生大臣にちよつとお伺いしたいと思っています。

この十二月四日の行政改革委員会規制緩和と小委員会の報告書にも、介護保険制度の創設によって社会福祉士の業務は医療を含めて多岐にわたることを得ない、医療ソーシャルワーカーの業務内容は社会福祉士の行う相談と非常に類似している、最も関係の深い立場のソーシャルワーカーが医療、福祉についての全体的な視野で取り組む必要があると指摘しているわけですね。

この行政改革委員会の規制緩和と小委員会というのは、ある意味では非常に民主的にそういう関係者の団体の公開ディスカッションを開いておられ、そこにさまざまなワーカーの団体も参加して、それから医者、学者、看護婦も参加して、そこで議論の中で大勢は、やはり社会福祉士制度を拡充して、医療にも福祉にも適用する共通の資格にすべきだという意見が大勢であるというこの議事録も出てくるわけなんです。

この報告書の指摘としまして今回出されている法案との関係といえますか、それについてどのようになら大臣お考えなのか、そしてこの報告書自身の考え方について大臣の御見解を伺いたいと思います。

○説明員(篠崎英夫君) 私の方から最初に御説明

申し上げます。

御指摘の行政改革委員会規制緩和と小委員会の報告書、これは医療、福祉分野というところでございますが、には、社会福祉士の受験資格要件となる指定施設に老人保健施設や病院などを加えるよう意見を出しておりますが、精神保健福祉士に関する記述はないものと承知をいたしております。したがって、私どもとしては、精神保健福祉士法案と規制緩和と小委員会の報告書とは別問題であるというふうには考えております。

また、確かにその中に文言として、医療機関に入院する患者などに対して一人のソーシャルワーカーが医療及び福祉にわたって相談等に応じることが必要である旨の記載がございますが、その次の文脈にございまして社会福祉士の受験資格の要件となる指定施設を病院、診療所などに拡大すべきというその最終の文章につながる一つの理由として位置づけられているものというふうには考えております。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今、部長から答弁がありました。厚生省としては今後、社会福祉士の受験資格として医療施設における相談援助業務を追加することによって、これらの施設で相談援助業務に従事する人々が社会福祉士の資格を容易に取得できるような方向で検討していきたいというふうには考えております。

○清水澄子君 私は、資格がある程度容易に取りやすくするということが、ここで報告書が指摘している今後の社会福祉士の、もちろん受験資格要件などを出しているんですけれども、やはりこの中で、老人保健施設とか介護保険の給付対象分野とか病院までのように業務分野を拡大するのとかという点についても指摘されているんですけれども、その点についての今後の具体的な方策はどうなんでしょうか。

○説明員(篠崎英夫君) ここで述べられておりますのは、受験資格要件の拡大についてでございます。その後の業務範囲の拡大とはまた別問題だと承知しております。

○清水澄子君 ここで聞きしてもそうだとおっしゃらないと思うんですけど、今回の精神保健福祉士の資格化について、関係団体の長に何か厚生省は、今回は「精神保健福祉士の資格化と社会福祉士制度との関係について」と題する当局の見解を示しましたと、これは確かに示しているわけですね。そして、皆さんの意見はちゃんと表明する機会を与えましたと。ですから、そういうことを総合的に評価して、それぞれの団体は今回の精神保健福祉士の法制化には賛成します、反対しませんが、何かそういう文書をとったといううわさがずっとあります。私は文書も見えていますけれども、私はそれは今うわさと言っておきます。

そういうことは本当にあったかどうか、ここで私はちょっとだけ聞きしておきたいと思えます。

○説明員(篠崎英夫君) これは私どもとしてはオープンにやっておることでございまして、この法案の提出段階におきまして福祉の関係団体の執行部の方々とお話し合いをいたしました。そこでこういう条件というので示されたものにつきましては、私どもでそれが条件と考えるものについてはお約束をしております。

最終的なお約束としては、この法案成立後、速やかに資格制度のあり方について検討の場を設けるといふことをお約束いたしております。それから今いろいろ議題になっておるこのまた御議論が始まるものというふうに考えております。

○清水澄子君 それは、大変行政としては逸脱じゃないですか。そういうことまで各団体に確認をしていく、この法には反対いたしませんというものをとっていくというのは、非常に私はやっぱり行政としては問題が多いと思います。

きょうは、私は本当にこのこともずっと聞きたかったんですけども、そこで事実をお話になったので、私はまたいづれこの問題をただしたいと思えます。

やはり、それを推進する団体は推進する団体が

あつて、その意見をここで取り上げていくのはそれはそれでいいんですが、それは違う団体にも反対しないことという誓約書みたいなものをとるといふやり方は、行政としては大変問題の大きいことだと。そういうことの手続、この法案成立の過程でそういう問題があつたということでの法案が通るというのには、私はこの法案に今回賛成していくわけですけども、しかしそういう問題があつたという事実をわかりながらやるというのはとても問題が多いと思っております。厚生大臣はもつとこういう問題について責任を持っていたいただきたいんですが、次に移ります。

質問の七番目ですが、法案の中に、四十一條のところで「精神保健福祉士は、「精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。」と、一のとこであります。一のとこでは連携をとつたとあるんですが、連携ではだめで、指導を受けなければならないというもう一項が加わつた理由ですね。

精神保健福祉士というのは、他の医療関係職種のように医師の指示のもとに置かれるということではなくて、医師その他の医療関係職種と同等の立場でその業務を行っていくものではないかと思えます。これは何か指示ではなくて指導であるというお答えかもしれないけれども、ここになぜもう一項目加わつたのか、規定を設けた理由をお伺いいたします。

○説明員(篠崎英夫君) 法令上は、指導とは合理的な理由がある場合、相手方はこれを尊重する必要があるけれども、指示のように必ずこれに従わなければならないと拘束するものではございませんで、相手方に採否の選択を許すという意味を有するものでございます。

そこででございますが、社会復帰途上の精神障害者につきましては、精神症状が安定していないため、個々の精神障害者の精神疾患の状態や治療計画などについても十分に把握した上で相談援助を行うことが必要でございます。その業務を行うに当たつて、精神障害者に主治医があるときはそ

の精神疾患の状態などについての指導を受けなければならないこととしたものであり、このことを主治医の指導と規定したものでございませう。

○清水澄子君 それでは、現実にはPSWあるいはSTとして働いている人たちの養成確保についてお伺いしたいわけですね。

現在、PSWの資格で対応している業務関係、そこに従事している人といいますが、精神病院とか一般病院その他の医療機関、社会復帰後の施設、それから保健所等でそれぞれの程度の方たちがいらつしやるんでしょうか。そしてまた、将来的にそれぞれの医療機関とか施設等における人材の必要数及び今後の確保の見通しについてお伺いしたいと思います。

○説明員(篠崎英夫君) いわゆる精神科ソーシャルワーカーにつきましては、精神病院や社会復帰施設のほか、保健所や精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談員として障害者の社会復帰のための相談援助に従事している方々がおられます。この方々で申しますと、精神病院等で働いている方が約二千四百人、それから保健所または精神保健福祉センター等で精神保健福祉相談員として働いている方が二千三百人ほど、それから社会復帰施設で働いている方が約二百人ほどでございますので、おおよそ五千人以上の方が現在働いておられます。

それから、将来の見込み数でございますが、これは私どもとしては最低限このぐらいの目標というふうにご考えておりますけれども、精神病院等の医療機関におきまして将来的には、今は一病院一人か二人の状況でございますが、例えば一病棟五十床当たり一人ぐらいの精神保健福祉士が配置されるといういたしますと、これだけで約六千二百人ほどになります。また、障害者プランで社会復帰施設を一千施設ほどつくりませんが、その施設に最低一人と考えますと、千人ぐらいのところになります。

それから、先ほど申しました保健所等で働く精

神保健福祉相談員の方、二千三百人ほどおられますが、この方たちが受験をして資格を取つていただければ、この方たちの二千三百が加わりますので、約一万人以上を最低の目標と考えております。

○清水澄子君 それでは、実際今おられる方よりもかなりの資格を持つ人を必要としていないと思えますけれども、それで保健所の精神保健福祉相談員というのは今後どういふふうになるんですか。これはやはり精神保健福祉士の資格取得の必置になるのか。それと、今障害者プランのこともおっしゃいましたが、地域でそういう生活支援事業をやる人たちは、そういう方たちもやはり精神保健福祉士の必置とするんですしうか。

○説明員(篠崎英夫君) まず、保健所の方でございますが、精神保健福祉士は名称独占でございまして、資格を持たない精神保健福祉相談員や保健婦さんでも、保健所において精神障害者の相談援助に関する業務を行えるわけでございまして、配置を義務づけるものではないと思えます。

しかしながら、これらの施設で働く精神保健福祉相談員などの資質の重要性を考えてみますと、今後、保健所において既に精神保健福祉相談員の資格を持つておられる方は実務経験にも該当いたしますので、新たな精神保健福祉士の資格を取つていただく、あるいは新規に採用する場合に積極的に精神保健福祉士を採用していただくようなことを期待いたしております。

それから次に、地域生活支援事業等についてでございますが、前段は同じでございましてけれども、現在地域生活支援事業を実施するに当たりまして義務づけている職員の配置は、精神科ソーシャルワーカー一名、その他の専任指導員一名、それから非常勤職員二名となっておりますが、既に精神科ソーシャルワーカー等の資格で働いている方はその精神保健福祉士の資格を取得していただいたり、あるいは先ほど申し上げましたが、新規採用の場合にはこういう資格を取つた方を積極的に採用していただければと、このように考えて

おります。

○清水澄子君 やはり、地域にいて病院からも独立している保健所の精神保健福祉相談員が果たしている役割は非常に大きいと思いますので、むしろそういうところは必置の方向で検討すべきではないかと思ひます。その点、私の方がむしろ要望しておきたいと思ひます。

次に、二つの資格制度とも基本的には名称独占資格です。ですから、適切な人材確保ができるかどうかは非常に経済的なインセンティブがあるか否かにかかっていると云つても過言ではないと思ひます。PSW及びSTについて、資格制度化を踏まえ、診療報酬において適切な評価を行うべきであると考えますが、その点はどういうようにお考えでしょうか。

○政府委員(小林秀資君) 精神障害者の退院促進を図るPSWの業務の重要性にかんがみまして、今後精神保健福祉士についてその業務の実態を踏まえ、診療報酬についてどのように評価すべきか、中央社会保険医療協議会の御議論を踏まえながら検討してまいりたいと思ひます。

○清水澄子君 なお、過去に衆参両院の附帯決議においてPSWとともに制度化が要請されてきた臨床心理技術者、この人たちの問題についてはどうなっているのか。それから、制度化できないというそのネックになっている問題点というのはどのようなものなのでしょうか。

○説明員(篠崎英夫君) 臨床心理技術者の国家資格制度の創設につきましては、平成五年の精神保健法改正時以来、衆参両院厚生委員会より四回にわたり附帯決議が行われて、その検討の必要性が指摘をされております。

平成二年度以降におきましては、検討会あるいは厚生科学研究の中で、臨床心理技術者の資格のあり方について検討が行われてきました。また、本年度も厚生科学研究におきまして、教育、医療、福祉などに造詣の深い学識経験者により構成した研究班を新たに設置して検討を進めていくこととしたしております。

先ほどの問題点でございますが、過去の研究班におきましては、臨床心理技術者の行う心理業務と医療行為、または診療の補助行為との関係などが問題点として指摘をされております。今後、関係職種を含め、十分に議論をする必要があると考えております。

○清水澄子君 今の答弁をお聞きしていても、あるいはPSW、それからMSW、STをめぐる制度化の検討の経緯を見ましても、厚生省の縦割り行政をそのまま引き継いでいる面もありますし、医療関係職種と福祉関係職種あるいは教育関係職種が全く整合性を持たずに分断されているという、そういう現行のもとの資格制度のあり方、あるいはその業務を診療の補助として医師の指示のもとに置くとか、あるいはその受験資格を他の資格制度との横並びでしか考えられないという現行の医療関係職種のあり方そのものにやはり非常な問題があるのではないかと考えられます。

この先、介護保険が導入され、それから保健、医療、福祉サービスが今後は一体的に提供されるようになれば、現行の分断されたこの資格制度の矛盾というのがますます大きくなることを私は懸念いたします。

この際、規制緩和と小委員会でもやはり提起された問題点も非常にそこをいっていると思ひますが、保健、医療、福祉、さらには教育分野も含めた資格制度のあり方、そして、その養成課程についてもう少し根本的に、総合的に見直す必要があると思ひます。

その点では、やはりこれまでの慣例とか因習にとらわれないで、小泉厚生大臣はすくいるような強い発言をなさる方と思つて私は尊敬しておりますが、その小泉厚生大臣の実行力を持った、この制度の抜本的な見直しということについてぜひ私は英断を期待したいと思ひますが、大臣、最後にこのことについての御所見をお聞かせたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今御指摘の問題についてさまざまな議論がされているというのは私も

承知しております。医療関係者、福祉関係者あるいは厚生省内においても局、担当部それぞれ違ひますから、今までの仕事の経緯を考へて、難しい問題があるということも経緯を知っている方であればあるほどよく承知をしていると思うのであります。

しかし、従事されている方は、独自性とか専門性を主張されるのはわかるのですが、これが逆に細分化されて、今御指摘のような問題点が出てくるのですから、できれば資格取得に関して余りにも専門性、独自性、細分化していくのは基本的に私はよくないと。できればもっと整合性のある、統一性のある、そしてお互い、一本化は無理であつてもそれぞれの資格が取りやすいような、全人的に見るような良い改正が行われないものかということも考へておりますので、今後この複数資格取得に関しても、またもつと一本化すべきではないかという意見も踏まえまして、現在の資格取得の合理化に向けて今後本格的に検討する必要があると思つております。

○委員長(山本正和君) 速記をとめてください。

○委員長(山本正和君) 速記を起こしてください。

○委員長(山本正和君) 速記を起こしてください。

暫時休憩いたします。

午前十時五十九分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、乳幼児医療無料制度の確立に関する請願(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)
- 一、介護保険法案の抜本的な修正に関する請願(第九二二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九二四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九二五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九二六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九二七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九二八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九二九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九三九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九四九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九五九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九六九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九七九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九八九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九〇号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九一号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九二号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九三号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九四号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九五号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九六号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九七号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九八号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九九九号)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第九一〇〇号)

- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第九三七号)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第九三八号)
- 一、脊髄(せきずい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第九三九号)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第九四〇号)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に関する請願(第九四一号)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第九四二号)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第九四三号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第九四四号)
- 一、中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願(第九四六号)
- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第九四七号)
- 一、脊髄(せきずい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第九四八号)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第九四九号)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第九五〇号)
- 一、脊髄(せきずい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第九五一号)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第九五二号)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に関する請願(第九五三号)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第九五四号)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第九五五号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第九九六号)
一、遺伝子組換え食品の表示と安全性確保に関する請願(第一〇二五号)
一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一〇四四号)
一、介護保険法案の廃案に関する請願(第一〇四六号)
一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一〇五七号)(第一〇六九号)(第一〇七一七号)
一、公的介護保障制度の早期確立に関する請願(第一〇七九号)
一、障害者施策の推進に関する請願(第一一〇五号)
一、寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一一〇六号)
一、男性介護従事者の養成等に関する請願(第一一〇七号)
一、公的脐帯血(さいたいけつ)バンクの早期設立等に関する請願(第一一〇八号)
一、脊髄(せきずい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一一四六号)
一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一一四七号)
一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一一四八号)
一、脊髄(せきずい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一一四九号)
一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一一五〇号)
一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に関する請願(第一一五一号)
一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一一五二号)
一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一一五三号)
一、無年金障害者の解消に関する請願(第一一五四号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一一五五号)
一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一一五六号)
一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一一六六号)(第一一二七号)
一、脐帯血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願(第一一八一号)
一、脊髄(せきずい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一一八六号)
一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一一八七号)
一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一一八八号)
一、脊髄(せきずい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一一八九号)
一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一一九〇号)
一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に関する請願(第一一九一号)
一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一一九二号)
一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一一九三号)
一、無年金障害者の解消に関する請願(第一一九四号)
一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一一九五号)
一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一一九六号)
一、脊髄(せきずい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一二四一号)
一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一二四二号)
一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一二四三号)
一、脊髄(せきずい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一二四四号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一二四五号)
一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に関する請願(第一二四六号)
一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一二四七号)
一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一二四八号)
一、無年金障害者の解消に関する請願(第一二四九号)
一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一二五〇号)
一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一二五一号)
第九一八号 平成九年十一月二十一日受理
乳幼児医療無料制度の確立に関する請願
請願者 青森県弘前市安原三ノ二ノ六 大坪咲千子 外六百十九名
紹介議員 阿部 幸代君
乳幼児の医療費は母親にとって経済的・精神的負担となっており、さらに、昨年四月の診療報酬改定によって負担は前年度に比べ約三割も増え、一層重い負担となっている。出生率が年々低下する中、安心して子供を産み育てられる環境をつくることは、国の施策として重要な課題である。ついては、すべての乳幼児がいつでもどこでも安心して医療が受けられるよう、次の事項について実現を図りたい。
一、乳幼児医療無料を国の制度として確立すること。
第九一九号 平成九年十一月二十一日受理
乳幼児医療無料制度の確立に関する請願
請願者 名古屋市中白区一本松二ノ八一四 浅井清恵 外六百十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第九一八号と同じである。

第九二〇号 平成九年十一月二十一日受理
乳幼児医療無料制度の確立に関する請願
請願者 兵庫県川辺郡猪名川町万善字一本松一五ノ一〇 山本貞子 外六百十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九一八号と同じである。
第九二二号 平成九年十一月二十一日受理
乳幼児医療無料制度の確立に関する請願
請願者 千葉県富津市千種新田一ノ一ノ二ノ四〇四 原田和子 外六百四十二名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九一八号と同じである。
第九二三号 平成九年十一月二十一日受理
介護保険法案の抜本的な修正に関する請願
請願者 長野県中野市吉田一、〇八一 増山正一 外二千九百十三名
紹介議員 吉川 春子君
だれもが安心して介護サービスが受けられる制度を実現するためには、介護保険法案を抜本的に修正・改善する必要がある。(一) 地方自治体の負担及び保険料を大幅に引き下げる。(二) 老人福祉法に基づく措置費を介護保険に肩代わりさせることをやめ、更に拡充すること。(三) 介護を必要とするすべての人を対象とし、「要介護者、要介護支援者」の区別をなくすること。(四) 医師など専門家による個別認定を中心とするともに、厳しい認定基準を廃止し手続を簡素化し、不服審査の機関は労働組合、地域住民団体などが参加する民主的なものとする。特に人権侵害にかかわる調査権の濫用や民間業者による調査委託は禁止すること。(五) 介護給付は保険料滞納などを理由に支給制限や支給停止は行わず、すべて無料とすること。(六) 高齢者、低所得者の保険料の免除、雇用労働者の保険料の負担割合について、(七) 民間企業の参入については、厳重な規

制を行い、営利事業の参入は認めないこと、(八)介護サービスの基盤整備について全国的に格差をなくすること、などである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「介護保険法案」を次の点で抜本的に修正すること。

- 1 国の費用負担を大幅に増やし、保険料と自治体の負担を軽減すること。
 - 2 措置制度を存続させ、大幅に拡充すること。
 - 3 高齢者、低所得者の保険料は免除すること。雇用労働者の保険料負担割合は、労働者三、使用者七とし、小零細事業主については国が助成を行うこと。
 - 4 介護サービスは「必要とする者」すべてにひとしく保障すること。
- 二、国・自治体、大企業の責任と負担で介護サービスの基盤を整備すること。

第九二四号 平成九年十一月二十一日受理
介護保険法案の抜本的修正に関する請願

請願者 沖縄県那覇市古波蔵四ノ二ノ一
一三 平敷慶和 外千九百四十五名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第九三六号 平成九年十一月二十一日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇
ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君
労働災害、疾病あるいは事故等により頸椎(けいつい)や胸腰椎を損傷した脊髄損傷者の総数は全国で約八十九万人といわれ、単に手足の麻痺(まひ)だけでなく、褥瘡(じよくそう)、排尿及び排便障害を始めとして神経麻痺から派生する種々の障害に苦しんでいる。脊髄の治療が可能とな

り、わずかも機能が回復すればその効果は大きく、日常生活の向上はもとより社会参加が可能になり、障害者の就労も更に広範なものとなる。各研究機関が予算不足等で研究を中断することのないよう、また、政府がイニシアチブを取って研究活動を更に促進し、予算的裏付けのある施策の開発支援を実施するよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、脊髄神経治療の研究開発を促進し、切れた脊髄神経をつなぎ、麻痺した運動機能を再び回復させること。

二、脊髄神経治療の研究にかかわっている各機関に十分な予算を確保すること。

第九三七号 平成九年十一月二十一日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇
ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

平成二年の身体障害者福祉法改正では、「身体障害者の在宅生活への援助」を明確に打ち出し、「身体障害者の社会、経済活動への参加を促進する」とうたいながら、肝心のホームヘルパー派遣事業においては、運動する身体障害者(就労して社会経済活動している障害者)は「留守宅介助は対象としない」としてその派遣を禁止している。このことは法改正を無視することであり、早急に改善しなければならぬ。そして、同年の福祉八法改正で最も強く要望されていることは、これらの改善に市町村が必要とする財源の問題である。また、脊髄(せきすい)損傷者や頸椎(けいつい)損傷者は短命であり、六十五歳過ぎまで生きることのできる者は全体の三十%にも及ばず、保険料を取られたまま給付が受けられないこととなる。ついては、障害者の在宅生活実現のため、次の事項について実現を図られたい。

一、政府(厚生省)は、「障害者保健福祉施策推進本部」を設置したが、この組織は官僚のみとせず、当事者であり障害者の専門家である障害

者を構成メンバーに加えること。

二、国は介護保険制度の準備を進めているが、現行の老人福祉と障害福祉の制度間ギャップは大きく、障害者福祉から介護保険サービスへ移行する障害者は極めて低い福祉サービスの提供しか受けられないことになる。障害者が六十五歳以上になっても従来と同質の高い福祉サービスを受けられるよう、当面、六十五歳を過ぎた障害者はそのまま障害福祉サービスの提供を受けられるようにすること。

三、介護保険法案では保険料を「世帯主」である在宅の無年金障害者や頸椎損傷者からも徴収するとしているが、これら障害者の多数は生活保護の対象者になれず、家族総員(配偶者など)が生活維持のために努力している。在宅の短命な重度障害者から介護保険料を徴収し、一方で施設入所の重度障害者についてのみ「介護保険料を免除する」という不公平な内容となっている介護保険法案の保険料について、短命な重度障害者から介護保険料を徴収しないようにすること。

四、身体障害者のホームヘルパー派遣制度、ガイドヘルパー派遣制度を改善し、身体障害者の「社会活動と経済活動への参加」を促進すること。

五、生活能力が低下している高齢障害者のための「介助に関するマニュアル」を国が作成すること。

六、国は、市町村が実施する「障害者・高齢者在宅生活支援事業」を実現するため、十分な財源を確保すること。

第九三八号 平成九年十一月二十一日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇
ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

在宅重度障害者の介護に当たる家族には常時負担が掛かり、深刻な事態に立ち至っている。一方、

在宅の重度障害者は専門的な介護による「常時介護」が必要である。このようなケースに対処するため、重度障害者が安心して生活できるケア付施設(重度障害者が一定期間を過ごし療養することができ、「人工呼吸器を使用する頸椎(けいつい)損傷者も入所できる施設)を建設し、運営するよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、都道府県単位に重度障害者とその家族のための、次の条件を満たしたケア付施設を建設し、運営すること。

- 1 指定された医師と常駐する看護婦等により入居障害者の健康管理が可能であること。
 - 2 入居希望の重度障害者が希望する期間、入居が可能であること。
 - 3 入居重度障害者が家庭復帰、社会復帰するための援助、指導が行われること。
 - 4 重度障害者と家族が同居して、療養と生活が営めること。
 - 5 在宅の重度障害者のショートステイ、デイサービスの利用が可能なこと。
- 二、右記ケアハウスへの入居に必要な費用は、すべて公費負担とすること。

第九三九号 平成九年十一月二十一日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇
ノ一 岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

頸椎(けいつい)損傷者や脊髄損傷者は「常時介護」が必要であるが、現在の看護基準では十分な入院介護は受けられない。重度障害者の入院治療、訓練ができるよう、入院中の重度障害者に対する新しい付添介護人制度を策定するよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、頸椎損傷者や脊髄損傷者の入院治療と訓練について

頸髄損傷者の場合は、入院時の付添人を原則一対一（患者数対介護人）とすること。また、脊髄損傷者の場合は、入院時の付添人を原則二対一（患者数対介護人）とすること。

第九四〇号 平成九年十一月二十一日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇

紹介議員 ノー岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

頸髄（けいずい）損傷などによる四肢麻痺（まひ）者は、屋内でも移動が極めて困難であり、車いすからベッド、浴槽、便器への移乗など生命維持にかかわる動作にも苦勞している。しかし、家庭に水平トランスファがあれば、自身で衣類の着脱作業も容易になり、介助者の負担が軽減され、頸髄損傷者も精神的に負担が軽減される。在宅で生活するためには介助機器が不可欠である。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、頸髄損傷などによる四肢麻痺者に対して、水平トランスファや介助用ホイスを補装具として支給すること。

第九四一号 平成九年十一月二十一日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄（せきずい）損傷者に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇

紹介議員 ノー岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

頸髄（けいずい）損傷等による重度障害者は、横隔膜が動かないために自力で呼吸することができないが、安心して使用できる人工呼吸器が確保できれば在宅生活が可能である。ついては、頸髄損傷等による呼吸困難な重度障害者が安心して在宅生活ができるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、重度障害者のうち、頸髄損傷などにより呼吸困難な者に対し、身体に負担の少ない高品位の

人工呼吸器を貸与すること。

二、人工呼吸器依存の頸髄損傷者が、在宅で安心して暮らすための「マニュアル」を頸髄損傷者・介護者・医療関係者・人工呼吸器メーカーらによって作成すること。

三、人工呼吸器に関連する周辺機器の高額な費用を項目別に明記し、この費用を国が支給すること。

第九四二号 平成九年十一月二十一日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇

紹介議員 ノー岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

政府は公的医療保険制度の改革として毎年、国の医療費抑制に向けた改定を行っているが、官僚・学会・医師会・製薬会社間の癒着を完全に払拭（ふしよ）することが最重要課題であり、その犠牲となっている国民の負担で医療改革を実施することは、本末転倒である。中でも、障害者が受けるべき医療保障は極めて不十分であり、将来の健康維持に大きな不安を感じている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、我が国の優れた「国民皆保険の原則」に立つ公的医療保障制度を推進するため、レセプト、カルテ等の医療機関や行政が保有する情報について、二重レセプト、二重カルテ等の作成を禁止し、一層の情報公開を進めること。

二、長期の入院治療を必要とする重度障害者の十分な医療を保障するため、入院期間が長くなるに従って診療報酬点数が減少する「入院時医学管理料」の在り方を抜本的に改善すること。

三、頸髄（けいずい）損傷者や脊髄（せきずい）損傷者の入院治療・訓練が正當に受けられるよう全国の国立病院を中心として「特殊疾患療養病棟」を整備すること。

四、患者の治療内容や投薬内容等が誤らないことを証明するため、レセプト等の様式の中に患者の署名欄を設けること。

第九四三号 平成九年十一月二十一日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇

紹介議員 ノー岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

憲法はすべての国民に文化的生活を保障しているが、現行の障害基礎年金は最も保障を必要としている重度障害者にとって、標準的な生計を維持できる金額を満たしていない。特に独立、自立して生活を営む者には、その維持は不可能である。重度障害者といえども消費税を負担せられ、特に本年四月からは、三％から五％にも増税されている。よって、障害基礎年金の大幅な増額を行い、標準的な生活を維持できる金額へ引き上げるよう求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、障害基礎年金を増額すること。

二、障害基礎年金の国庫負担率を更に引き上げること。

第九四四号 平成九年十一月二十一日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 愛知県海部郡甚目寺町森堤内六〇

紹介議員 ノー岡崎章

紹介議員 荒木 清寛君

制度上の条件、あるいは行政指導の不備・不徹底が原因となり、また、解消策が不十分であったため、全国に多数の無年金障害者がいまだに存在している。無年金障害者になった理由の一部を示すと、障害者となる前の本人が国民年金の加入申請に行きながら、「被用者年金への加入が間近だから」という理由で年金加入が受理されず、その後、直後に重度障害者となった者、旧法（二十歳以上の学生が強制加入とされる以前）による学生の任意加入制度によってなった者、障害者になった後に離婚されたサラリーマンの妻などがある。この無年金障害者の解消について厚生省は、社会保険方式の根幹を揺るがすものとして障害基礎年金の

支給はできないと主張しているが、広く社会保障制度全般の施策を講ずるよう求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、重度身体障害者である無年金者に現行の障害基礎年金又はそれに準じた手当を支給すること。

第九六六号 平成九年十一月二十一日受理
中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 埼玉県川口市青木四ノ一ノ二〇

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第九八六号 平成九年十一月二十五日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

紹介議員 竹前 牧君

寒冷積雪地域に居住する重度障害者にとって自身による除雪は不可能であり、その作業は外部に依頼しなくてはならない。また、健康維持には常時暖房が必要である。そのため経費は極めて高額となり、生活を大きく圧迫している。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、寒冷地における在宅の重度障害者に除雪、暖房費の公費助成を行うこと。

第九八七号 平成九年十一月二十五日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

紹介議員 竹前 牧君

寒冷積雪地以外で生活する頸髄（けいずい）損傷者等は体温発散の発汗能力が著しく低下しているため、夏期は頭部のみから発汗するようになり頭

部の体温が急上昇し、身体の平熱を保つことができず、考えることも判断することもできなくなってしまう。このため気温と湿度が高くなる梅雨期から秋までの期間、家庭内の温度を低く保たなくてはならず、電気代やクーラーの維持のため高額な費用の負担を強いられるが、重度障害のため就労の機会も少なく、この電気代金は大きな負担になっている。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、寒冷地以外の地域で生活する在宅の脊髄(せきすい)損傷者で著しい発汗障害を持つ者に、六月から九月までの期間の家庭電気料金を半額補助すること。

第九八八号 平成九年十一月二十五日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第九八九号 平成九年十一月二十五日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第九九〇号 平成九年十一月二十五日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第九九一号 平成九年十一月二十五日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第九九二号 平成九年十一月二十五日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第九九三号 平成九年十一月二十五日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第九九四号 平成九年十一月二十五日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第九九五号 平成九年十一月二十五日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖
紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第九九六号 平成九年十一月二十五日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九〇二
竹前巖

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一〇二五号 平成九年十一月二十五日受理
遺伝子組換え食品の表示と安全性確保に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九〇七 西沢盛
永
紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一〇四四号 平成九年十一月二十五日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願(二通)
請願者 神戸市須磨区清水台一ノ一八〇二
ノ九一九 中西清人 外四百七十三名
三名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一〇四六号 平成九年十一月二十五日受理
介護保険法案の廃案に関する請願
請願者 神奈川県須賀川市池子三ノ一〇二
五 中尾元信 外四百七十八名
紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一〇五七号 平成九年十一月二十六日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 神戸市西区上新地二ノ一八〇一
安福健剛 外二百二十五名
今井 澄君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一〇六九号 平成九年十一月二十六日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市福井町三ノ二 吉田
典行 外四百四十五名
紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一〇七一号 平成九年十一月二十六日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上鳴尾町一六〇八ノ
二二二 谷淵由香子 外四百六十一名
一名
紹介議員 日下部模代子君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一〇七九号 平成九年十一月二十六日受理
公的介護保険制度の早期確立に関する請願(二通)
請願者 東京都世田谷区上祖師谷四ノ二
ノ三 栗原秀明 外千九百九十九名
名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第一〇五号 平成九年十一月二十六日受理
障害者施策の推進に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九〇七 西沢盛
永
紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第一〇六号 平成九年十一月二十六日受理
寝たきり老人・重度心身障害者とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九〇七 西沢盛
永
紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第一〇七号 平成九年十一月二十六日受理
男性介護従事者の養成等に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九〇七 西沢盛
永
紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

第一一〇八号 平成九年十一月二十六日受理
公的臍帯血(さいたいけつ)バンクの早期設立等に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛

紹介議員 永

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第六一三号と同じである。

第一一四六号 平成九年十一月二十七日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一一四七号 平成九年十一月二十七日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一一四八号 平成九年十一月二十七日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一一四九号 平成九年十一月二十七日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一一五〇号 平成九年十一月二十七日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一一五一号 平成九年十一月二十七日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一一五二号 平成九年十一月二十七日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一一五三号 平成九年十一月二十七日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一五四号 平成九年十一月二十七日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一一五五号 平成九年十一月二十七日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に

関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一一五六号 平成九年十一月二十七日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願
請願者 茨城県水戸市見川五ノ一二七桜川

紹介議員 安君

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一一六六号 平成九年十一月二十七日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 兵庫県神戸市川上町中二九七

紹介議員 今井 澄君

紹介議員 大塚 律子 外二百二十二名

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一一七二号 平成九年十一月二十七日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 兵庫県小野市敷地町一、六四五

紹介議員 谷河 薫 外四百四十六名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一一八二号 平成九年十一月二十七日受理
臍帯血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願
請願者 愛媛県宇摩郡土居町野田一、四〇

紹介議員 大淵 絹子君

紹介議員 名 九ノ二 合田路彦 外九百九十九

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一一八六号 平成九年十一月二十七日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

紹介議員 中村弘美

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一一八七号 平成九年十一月二十七日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

紹介議員 中村弘美

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一一八八号 平成九年十一月二十七日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

紹介議員 中村弘美

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一一八九号 平成九年十一月二十七日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

紹介議員 中村弘美

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一一九〇号 平成九年十一月二十七日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

紹介議員 中村弘美

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一一九一号 平成九年十一月二十七日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一一九二号 平成九年十一月二十七日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一一九三号 平成九年十一月二十七日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一一九四号 平成九年十一月二十七日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一一九五号 平成九年十一月二十七日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第一一九六号 平成九年十一月二十七日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願
請願者 鹿児島県日置郡郡山町東俣三、八

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二二四一号 平成九年十一月二十七日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する
請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二二四二号 平成九年十一月二十七日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二二四三号 平成九年十一月二十七日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二二四四号 平成九年十一月二十七日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介
護人に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二二四五号 平成九年十一月二十七日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二二四六号 平成九年十一月二十七日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に
関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二二四七号 平成九年十一月二十七日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二二四八号 平成九年十一月二十七日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二二四九号 平成九年十一月二十七日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二二五〇号 平成九年十一月二十七日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第二二五一号 平成九年十一月二十七日受理

非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願
請願者 佐賀県伊万里市脇田町四五一ノ一

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、希望するすべての人が受けられる介護保障
に関する請願(第一二七七号)(第一二七八号)
(第一二七九号)(第一二八〇号)

一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願
(第一二八一号)

一、公的介護保障制度の早期確立に関する請願
(第一二八二号)

一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に
関する請願(第一二八八号)

一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
(第一二八九号)

一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
(第一二九〇号)

一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における
付添介護人に関する請願(第一二九一号)

一、介助用ホイス・水平トランスファの支給
基準緩和に関する請願(第一二九二号)

一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損
傷者に関する請願(第一二九三号)

一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一
二九四号)

一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する
請願(第一二九五号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一二
九六号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地
手当に関する請願(第一二九七号)

一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗
手当に関する請願(第一二九八号)

一、難病医療への自己負担導入反対に関する請

願(第一三〇五号)

- 一、保育制度の改善と充実に関する請願(第一三三九号)
- 一、建設国保組合の育成・強化に関する請願(第一三三二五号)(第一三三四号)
- 一、国民健康保険の改善に関する請願(第一三五六号)
- 一、ダイオキシシン対策に関する請願(第一三三九号)
- 一、建設国保組合の育成・強化に関する請願(第一三三九号)
- 一、臍帯血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願(第一三三九号)
- 一、訪問看護ステーション及び在宅介護支援センターへの営利企業の参入反対に関する請願(第一四六四号)
- 一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一四六八号)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一四六九号)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一四七〇号)
- 一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一四七二号)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一四七三号)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願(第一四七三三三)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一四七四号)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一四七五号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一四七六号)
- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一四七七号)
- 一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一四七八号)
- 一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一四八八号)

願(第一四八八号)

- 一、介護保険法案の廃案に関する請願(第一五〇七号)
- 一、公的介護保障制度の早期確立に関する請願(第一五〇八号)
- 一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一五一一号)
- 一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一五二〇号)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一五二二号)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一五二二二二)
- 一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一五二三三三)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一五二四四四)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願(第一五二五五五)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一五二六六六)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一五二七七七)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一五二八八八)
- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一五二九九九)
- 一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一五三〇〇〇)
- 一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一五四四四)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一五四五五)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一五四六六)
- 一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一五四七七)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一五四八八)
- 一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一五四八八)

願(第一五八四号)

- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願(第一五四九号)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一五五〇号)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一五五一号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一五五二二二)
- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一五五三三三)
- 一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一五五四四四)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第一五八四四四)(第一六〇二二二)
- 一、医療保険制度改革反対、医療の充実に関する請願(第一六〇三三三)
- 一、中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願(第一六〇七七)
- 一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一六一四四)
- 一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一六五四四)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一六五五五)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一六五五五五)
- 一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一六五七七)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一六五八八)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願(第一六五九九)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一六六〇号)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一六六一号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一六六二二)

願(第一六九〇号)

- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一六六三三)
- 一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一六六四四)
- 一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第一六八九九)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第一六九〇〇)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第一六九一一)
- 一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第一六九二二)
- 一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第一六九三三)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願(第一六九四四)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一六九五五)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第一六九六六)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第一六九七七)
- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第一六九八八)
- 一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第一六九九九)
- 一、社会保障制度の改善に関する請願(第一七〇一七)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第一七二二二)
- 一、医療保険制度改革反対、医療の充実に関する請願(第一七二三三)
- 一、介護保険法案の抜本的修正に関する請願(第一七二四四)
- 一、難病医療への自己負担導入反対に関する請願(第一七二五五)
- 一、公的介護保障制度の早期確立に関する請願(第一七二六六)
- 一、医療保険制度改革反対、医療の充実に関する請願(第一七二七七)

る請願(第一七六二号)

一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に
関する請願(第一七八一号)

一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
(第一七八二号)

一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
(第一七八三号)

一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における
付添介護人に関する請願(第一七八四号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給
基準緩和に関する請願(第一七八五号)

一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損
傷者に関する請願(第一七八六号)

一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一
七八七号)

一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する
請願(第一七八八号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一七
八九号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地
手当に関する請願(第一七九〇号)

一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗
手当に関する請願(第一七九一号)

一、食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食
品の表示の義務付け、表示基準の設定に関す
る請願(第一八二八号)(第一八二九号)(第一
八三〇号)

一、医療保険の改革等に関する請願(第一八三
五号)

第二二七号 平成九年十一月二十八日受理
希望するすべての人が受けられる介護保障に関
する請願

請願者 北海道帯広市大空町五ノ一八 伊
藤建夫 外八千九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

政府は来年度予算を組むに当たって、赤字財政を
理由に教職員の八千人削減、社会保障費の五千億
円カット、年金給付引下げなど、暮らし・教育・

福祉の予算に大なたを振るおうとしているが、赤
字の大本であるゼネコン型公共事業や軍事費、大
企業優遇の不公平税制にメスを入れ、国民の暮ら
しや福祉、教育に回すべきである。については、次
の事項について実現を図りたい。

一、介護保険制度の創設に当たっては、介護を
必要な人が安心して受けられる制度にするこ
と。

二、常勤・正規資格によるホームヘルパーを大幅
に増やし、二十四時間対応できるホームヘルプ
サービスを確立すること。当面、ホームヘル
パーを二十万人にすること。

第二二七八号 平成九年十一月二十八日受理
希望するすべての人が受けられる介護保障に関
する請願

請願者 高知県吾川郡春野町平和三五九
田辺康夫 外八千九十九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二七九号 平成九年十一月二十八日受理
希望するすべての人が受けられる介護保障に関
する請願

請願者 兵庫県尼崎市潮江三ノ一ノ八
藤井文寛 外八千二百七十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二八〇号 平成九年十一月二十八日受理
希望するすべての人が受けられる介護保障に関
する請願

請願者 長崎市北栄町三ノ二五 中田悦
子 外八千九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第二二八一号 平成九年十一月二十八日受理
介護保険法案の抜本的修正に関する請願

請願者 京都市右京区鳴滝蓮池町五ノ
七 松中浩樹 外三万二千八百九
十名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第二二八二号 平成九年十一月二十八日受理
公的介護保険制度の早期確立に関する請願

請願者 東京都台東区橋場二ノ一六ノ一五
ノ一、四一六 小島保二 外千四
百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第二二八八号 平成九年十一月二十八日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する
請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二二八九号 平成九年十一月二十八日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二二九〇号 平成九年十一月二十八日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二二九二号 平成九年十一月二十八日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二二九三号 平成九年十一月二十八日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に
関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二二九四号 平成九年十一月二十八日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二二九五号 平成九年十一月二十八日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二二九六号 平成九年十一月二十八日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 福岡市城南区片江二ノ二二ノ二三
織田晋平

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一二九七号 平成九年十一月二十八日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ二三
織田晋平
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一二九八号 平成九年十一月二十八日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願
請願者 福岡市城南区片江二ノ二一ノ二三
織田晋平
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一三〇五号 平成九年十一月二十八日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市甲子園九番町一〇ノ
四五 新明進 外五百九十八名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一三四九号 平成九年十一月二十八日受理
保育制度の改善と充実に関する請願
請願者 東京都渋谷区神宮前五〇五三ノ一
上村一 外六十四万六千六百六十六名
紹介議員 南野知恵子君
保育料の軽減と公平化を行うこと。
二、保育所の自主性を伸ばす施策を推進するこ
と。
三、「緊急保育対策等五か年事業」を推進するこ
と。
四、保育所職員の人材確保対策を推進すること。
第一三三二号 平成九年十一月二十八日受理

建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 長野県東筑市小島三、〇七〇 北
川俊文 外百二十四名
紹介議員 今井 澄君
建設労働者・職人は、建設業における重層下請の
下、不安定な雇用と不況を理由にした資金・単価
の切下げに直面し、仕事と生活は一層厳しさを増
している。建設国保組合は建設労働者・職人に
とって命の綱であり、自分たちの医療保険を守る
ため、健全運営の確保と医療費削減を目指して努
力を積み重ねてきた。ついでに、次の事項につい
て実現を図りたい。

一、建設国保組合を今後とも育成強化すること。
そのため当面、保険者機能の強化を図るとと
もに、建設国保組合の健全運営を確保するこ
と。
第一三五四号 平成九年十一月二十八日受理
建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 東京都渋谷区本町五ノ三ノ一ノ六
高橋秀吉 外二百九十五名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第一三五六号 平成九年十一月二十八日受理
国民健康保険の改善に関する請願
請願者 札幌市豊平区月寒東三条一九ノ一
七ノ一 高松豊 外四千五百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
消費税増税と大企業のための規制緩和の推進で、
中小業者の経営と暮らしの困難は一層増大して
おり、緊急の対策が求められている。一方、大金融
機関の相次ぐ金融犯罪、不要不急の大型公共事業
による大手ゼネコンと行政の癒着、医療保険制度
の改悪、外国資本まで含めた大型店の出店ラッ
シュが広がっている。また、橋本内閣は「六つの
改革」の名目で大企業の利益を守るために国民の
暮らしや営業、財産を更に犠牲にしようとしてい

る。ついでに、中小業者の経営と暮らしを守るた
め、次の事項について実現を図りたい。
一、国民健康保険料(税)を引き下げる。保険
証をすべての被保険者に交付し、滞納を理由と
した制裁措置は一切行わないこと。

第一三五九号 平成九年十一月二十八日受理
ダイオキシンの排出に関する請願
請願者 札幌市中央区北一条西一九丁目
佐藤英道 外八千八百八十二名
紹介議員 風間 昶君
地球上で最も毒性が強いと言われるダイオキシ
ンのごみ焼却施設からの排出問題について、厚生省
によれば、調査対象の千五百五十施設の六・三%に
当たる七十二施設から、暫定基準値を上回る濃度
でダイオキシンが排出されていることが判明し
た。しかしながら、ダイオキシンは自治体のごみ
焼却場に限りならず学校や家庭の焼却炉からも排出さ
れているが、今回の調査対象からは除外され、ま
た、母乳を通じて母子汚染も報告されているにもか
かわらず、今回は周辺住民の健康状態まで調査
してはいない。このように厚生省の調査は十分な
ものとはいえず、改めて調査をする必要がある。
さらに、ダイオキシンの排出を抑制する技術
的な総合対策が必要である。ついでに、次の事項
について実現を図りたい。

一、全国のごみ焼却所のダイオキシン排出量の総
点検を速やかに実施すること。
二、特に母乳、母乳を中心とする人体へのダイオ
キシンの影響調査を実施すること。
三、ダイオキシンの排出を抑制する新型焼却炉に
対する国庫補助も含めたダイオキシン抑制総合
対策の策定及び実施を行うこと。

第一三九〇号 平成九年十一月二十八日受理
建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 鹿児島市下荒田二ノ五二ノ二二
皆元鉄夫 外九名
紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第二三五二号と同じである。

第一三九九号 平成九年十二月一日受理
臍帯血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願
請願者 山口県防府市泉町一八ノ二五 今
村元治 外八百二十九名
紹介議員 南野知恵子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第一四六四号 平成九年十二月一日受理
訪問看護ステーション及び在宅介護支援センタ
ーへの営利企業の参入反対に関する請願
請願者 東京都清瀬市野塩三ノ四九ノ七
朝日健二 外一名
紹介議員 上田耕一郎君
介護保険の居宅サービスを提供する訪問看護ス
テーション、在宅介護支援センターへ営利企業を
参入させないようにされたい。

理由
基本的に営利を目的としている営利企業を介護保
険の居宅サービスを提供する訪問看護ステーショ
ン、在宅介護支援センターへ参入させることは、
以下の事由から不適当である。(一) 社会保障の
実施は国家(自治体を含む)の責務であり、本来
は国が直接行わなければならない。やむを得ず民
間に委託する場合にも、公益性が担保される法人
等に限定されるべきである。(二) 営利企業へ委
託することによって事業が営利を目的として行わ
れ、貴重な保険財源や血税が株主への配当に化け
るという問題が生じる。(三) 営利企業は市場へ
参入するときや市場を独占しようとするときに資
本をバックにダンピングではなく、現に営利企業
が自費で行っている訪問看護サービス等の料金は
公的なものの二・三倍になっている。利用料が高
くなれば貧しい者は利用できず、また、介護保険
財政にも影響を及ぼし、保険料が高額になる。
(四) 医療や社会福祉のサービスの場合、無理な
競争や合理化は質の低下につながる。(五) 営利

企業は既に訪問看護、福祉機器の販売、二十四時間間の緊急通報・搬送など事業を総合的に行っている一方、訪問看護ステーション、在宅介護支援センターは事業の種類が限定されている。このように体質が基本的に異なる状況の下で営利企業の参入を認めた場合、現在の公益法人等による事業は太刀打ちできず、地域の特性をいかした手作りの事業が駆逐される。(六)医療・福祉サービスは技術の蓄積が不可欠であるため、事業の安定性・継続性が必要であるが、営利企業は利益がなくなれば資本を引き上げざるを得ない体質を持っており、安定性・継続性を損なうことになる。(七)営利企業は地域全体の医療・福祉施設との間に必要な連携性に欠けるといふ危惧(きん)がある。

第一四六八号 平成九年十二月一日受理

脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十二名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一四六九号 平成九年十二月一日受理

在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一四七〇号 平成九年十二月一日受理

重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一四七一号 平成九年十二月一日受理

脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十一名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一四七二号 平成九年十二月一日受理

介助用ホイス・水水平トランスフアの支給基準緩和に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十二名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一四七三号 平成九年十二月一日受理

人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十五名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一四七四号 平成九年十二月一日受理

障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外百名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一四七五号 平成九年十二月一日受理

重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十二名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一四七六号 平成九年十二月一日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十名

紹介議員 松浦 孝治君

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一四七七号 平成九年十二月一日受理

寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一四七八号 平成九年十二月一日受理

非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願

請願者 徳島県那賀郡那賀川町八幡船付七

二 前川宏泰 外九十名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一四八八号 平成九年十二月一日受理

難病医療への自己負担導入反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市中野町一九ノ六

大島あつ江 外二百五十二名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一五〇七号 平成九年十二月一日受理

介護保険法案の廃案に関する請願

請願者 東京都東村山市諏訪町二ノ一八ノ

一九 藤井佳夫 外百四十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第一五〇八号 平成九年十二月一日受理

公的介護保険制度の早期確立に関する請願

請願者 長野県松本市横田四ノ一ノ一三

市川睦子 外四千八百五十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。

第一五一一号 平成九年十二月一日受理

難病医療への自己負担導入反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県飾磨郡夢前町前之庄三、五

五九ノ一 則政修二 外四百二十一名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一五二〇号 平成九年十二月二日受理

脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三

二 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一五二一号 平成九年十二月二日受理

在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三

二 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一五二二号 平成九年十二月二日受理

重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三

二 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一五二三号 平成九年十二月二日受理

脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三

二 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一五二三号 平成九年十二月二日受理

脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三

二 上里一之

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一五二四号 平成九年十二月二日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一五二五号 平成九年十二月二日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に
関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一五二六号 平成九年十二月二日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一五二七号 平成九年十二月二日受理
無年金障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一五二八号 平成九年十二月二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第七部 厚生委員会会議録第十三号 平成九年十二月十一日【参議院】

第一五二九号 平成九年十二月二日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一五三〇号 平成九年十二月二日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願
請願者 沖縄県浦添市字内間五ノ一五ノ三
二上里一之
紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一五四四号 平成九年十二月二日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する
請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一五四五号 平成九年十二月二日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一五四六号 平成九年十二月二日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一五四七号 平成九年十二月二日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介
護人に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一五四八号 平成九年十二月二日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一五四九号 平成九年十二月二日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に
関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一五五〇号 平成九年十二月二日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一五五一号 平成九年十二月二日受理
無年金障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一五五二号 平成九年十二月二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一五五三号 平成九年十二月二日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一五五四号 平成九年十二月二日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願
請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二
野口春幸
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一五八四号 平成九年十二月二日受理
介護保険法案の抜本的修正に関する請願
請願者 石川県金沢市木越一ノ二二五 水
上幸治 外七百十四名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第一六〇二号 平成九年十二月二日受理
介護保険法案の抜本的修正に関する請願
請願者 京都市右京区西院春栄町四三ノ一
ノ七二二 田中嘉子 外七千八百
八十六名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第一六〇三号 平成九年十二月二日受理
医療保険制度改悪反対、医療の充実に関する請願

請願者 千葉県流山市西松ヶ丘一ノ二七ノ二 関口アイ 外四百三十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第一六〇七号 平成九年十二月二日受理
中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願
請願者 京都市北区紫野南舟岡町七一 今村マズミ 外千三百名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四七四号と同じである。

第一六一四号 平成九年十二月二日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願
請願者 兵庫県川西市萩原二ノ七ノ九 藤井勝己 外百九名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一六五四号 平成九年十二月二日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一六五五号 平成九年十二月二日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一六五六号 平成九年十二月二日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一六五七号 平成九年十二月二日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一六五八号 平成九年十二月二日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一六五九号 平成九年十二月二日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一六六〇号 平成九年十二月二日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一六六一号 平成九年十二月二日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。
第一六六二号 平成九年十二月二日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一六六三号 平成九年十二月二日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一六六四号 平成九年十二月二日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願
請願者 横浜市瀬谷区上瀬谷町二六 山崎昇
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一六六五号 平成九年十二月三日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一六六六号 平成九年十二月三日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一六六九号 平成九年十二月三日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一六九二号 平成九年十二月三日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一六九三号 平成九年十二月三日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一六九四号 平成九年十二月三日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一六九五号 平成九年十二月三日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三 木原幸夫
紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一六九六号 平成九年十二月三日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫

紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一六九七号 平成九年十二月三日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫

紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一六九八号 平成九年十二月三日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫

紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一六九九号 平成九年十二月三日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三
木原幸夫

紹介議員 佐藤 静雄君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一七一七号 平成九年十二月三日受理
社会保障制度の改善に関する請願

請願者 茨城県古河市中田新田三四ノ二六
武内輝弘 外二十名

紹介議員 西山登紀子君
一、医療、年金など社会保障制度の改善、国民負
担増をやめ、社会保障予算と制度を拡充するこ
と。

第一七二三号 平成九年十二月三日受理
介護保険法案の抜本的修正に関する請願

請願者 奈良市法華寺北町一、一七二ノ二
山崎ハルノ 外八千八百五十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第一七二三号 平成九年十二月三日受理
医療保険制度改善反対、医療の充実に関する請願

請願者 岐阜県美濃市大矢田二、〇〇一ノ
三 辻清秋 外九千七百七十四名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第一七二四号 平成九年十二月三日受理
介護保険法案の抜本的な修正に関する請願

請願者 島根県出雲市上塩治町四二〇 山
内紘一 外五百十七名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九一二号と同じである。

第一七五三号 平成九年十二月三日受理
難病医療への自己負担導入反対に関する請願

請願者 神戸市北区鈴蘭台西町一ノ二八ノ
二六 新田珠美 外四百五十五名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第一七六一号 平成九年十二月三日受理
公的介護保険制度の早期確立に関する請願

請願者 京都市山科区勧修寺柴山八ノ三三
九 井上五一 外十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第五六三号と同じである。
第一七六二号 平成九年十二月三日受理
医療保険制度改善反対、医療の充実に関する請願
請願者 京都市西京区大原野南春日町四八
七ノ六 熊谷正 外十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

第一七八一号 平成九年十二月三日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する
請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一七八二号 平成九年十二月三日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一七八三号 平成九年十二月三日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一七八四号 平成九年十二月三日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介
護人に関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一七八五号 平成九年十二月三日受理
介助用ホイス、水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願
請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉
紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一七八六号 平成九年十二月三日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に
関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一七八七号 平成九年十二月三日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一七八八号 平成九年十二月三日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一七八九号 平成九年十二月三日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一七九〇号 平成九年十二月三日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 富山県新湊市新片町五ノ一一八
土谷勉
紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一七九一号 平成九年十二月三日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願

請願者 富山県新湊市新片町五ノ一八
土谷勉

紹介議員 鹿熊 安正君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一八二八号 平成九年十二月三日受理

食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表
示の義務付け、表示基準の設定に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町四王寺坂三ノ
七ノ二二 有馬量子 外千名

紹介議員 木庭健太郎君

厚生省は遺伝子組換え農作物の安全性に問題はないとして、除草剤耐性や害虫抵抗性を持つ大豆、
菜種、とうもろこし、じゃがいもなどの輸入を認
めた。自給率の低い大豆や菜種などが今後大量に
輸入されて、しゅうゆ、みそなどに加工された
「遺伝子組換え食品」を私たちは日常的に口にす
ることになる。遺伝子組換え技術の農作物への応
用は、新しい品種改良技術として注目される一方
で、新たに作り出された酵素が健康障害やアレルギーを引き起こすのではないかなど不安を抱く消
費者も多くなっている。消費者の不安を解消する
ためには必要な情報公開を促進するとともに、生
産国に集荷体制の見直しを求め、食品添加物と同
様に「遺伝子組換え食品」の表示を企業に義務付
け、消費者の選択する権利を確保することが必要
である。ついては、次の事項について早期に実現
を図りたい。

一、食品衛生法等を改正し「遺伝子組換え食品」
についてその表示を義務付けるとともに、表示
基準を設定すること。

第一八二九号 平成九年十二月三日受理
食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表
示の義務付け、表示基準の設定に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡須恵町大字一番田七

五三ノ四 前田恵子 外千九百九
十九名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第一八二八号と同じである。

第一八三〇号 平成九年十二月三日受理

食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表
示の義務付け、表示基準の設定に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡粕屋町長者原三三七
井上由美子 外千九百九十九名

紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一八二八号と同じである。

第一八三五号 平成九年十二月三日受理

医療保険の改革等に関する請願
請願者 茨城県結城郡千代川村宗道一〇四
海老原浪雄

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食
品の表示の義務付け、表示基準の設定に関する
請願(第一八四四号)

一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に
関する請願(第一八四九号)

一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
(第一八五〇号)

一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
(第一八五一号)

一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における
付添介護人に関する請願(第一八五二号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給
基準緩和に関する請願(第一八五三号)

一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損
傷者に関する請願(第一八五四号)

一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一
八五五号)

一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する
請願(第一八五六号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一八
五七号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地
手当に関する請願(第一八五八号)

一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗
手当に関する請願(第一八五九号)

一、高齢者の医療と生活の安定等に関する請願
(第一八七一号)

一、食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食
品の表示の義務付け、表示基準の設定に関する
請願(第一八七九号)

一、児童福祉法改正に伴う公的保育制度の充実
に関する請願(第一八八五号)

一、国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研
究事業における患者自己負担導入反対に関する
請願(第一八八六号)(第一八八七号)

一、高齢者の医療と生活の安定等に関する請願
(第一八八六号)

一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に
関する請願(第一九一八号)

一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
(第一九一九号)

一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
(第一九二〇号)

一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における
付添介護人に関する請願(第一九二二号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給
基準緩和に関する請願(第一九二二号)

一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損
傷者に関する請願(第一九二三号)

一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一
九二四号)

一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する
請願(第一九二五号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一九
二六号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地

手当に関する請願(第一九二七号)

一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗
手当に関する請願(第一九二八号)

一、療術の法制化に関する請願(第一九六三号)

一、建設国保組合の育成・強化に関する請願
(第一九六九号)

一、療術の法制化に関する請願(第一九七四号)

一、脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に
関する請願(第一九八〇号)

一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
(第一九九一号)

一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
(第一九九二号)

一、脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における
付添介護人に関する請願(第一九九三号)

一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給
基準緩和に関する請願(第一九九四号)

一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損
傷者に関する請願(第一九九五号)

一、障害者の医療制度改革に関する請願(第一
九九六号)

一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する
請願(第一九九七号)

一、無年金障害者の解消に関する請願(第一九
九八号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地
手当に関する請願(第一九九九号)

一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗
手当に関する請願(第二〇〇〇号)

一、医療制度の改悪反対に関する請願(第二〇
一一号)

一、国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研
究事業における患者自己負担導入反対に関する
請願(第二〇一八号)

一、建設国保組合の育成・強化に関する請願
(第二〇二七号)

一、食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食
品の表示の義務付け、表示基準の設定に関する
請願(第二〇三三三号)(第二〇三三五号)

- 一、食品の安全基準の緩和反対等に関する請願
(第二〇四四号)
- 二、外来診療時の薬剤費負担廃止、医療費のさらなる患者負担反対に関する請願(第二〇四六号)
- 二、医療制度の改悪反対に関する請願(第二〇五一号)
- 一、療術の法制化に関する請願(第二〇六四号)
- 二、臍帯血(さいたいけつ)バンクの設立に関する請願(第二〇六七号)
- 一、脊髄(せきずい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第二〇六九号)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第二〇七〇号)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願(第二〇七一号)
- 一、脊髄(せきずい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願(第二〇七二号)
- 一、介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第二〇七三号)
- 一、人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に関する請願(第二〇七四号)
- 一、障害者の医療制度改革に関する請願(第二〇七五号)
- 一、重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願(第二〇七六号)
- 一、無年金障害者の解消に関する請願(第二〇七七号)
- 一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第二〇七八号)
- 一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第二〇七九号)
- 一、高齢者の医療と生活の安定等に関する請願(第二〇九六号)
- 一、脊髄(せきずい)神経治療の研究開発促進に関する請願(第二〇一十号)
- 一、在宅障害者の介助体制の確立に関する請願(第二〇二号)
- 一、重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

五三号)

一、寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願(第二五四号)

一、非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願(第二五五号)

一、外来診療時の薬剤費負担防止、医療費のさならなる患者負担反対に関する請願(第二二六五号)

一、骨髄バンク事業の安定的発展と患者の経済的負担軽減に関する請願(第二二六六号)

一、特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対に関する請願(第二二六七号)

第一八四四号 平成九年十二月四日受理
食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表示義務付け、表示基準の設定に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町ひばりヶ丘一ノ六ノ三 松岡 稔 外二千名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一八二八号と同じである。

第一八四九号 平成九年十二月四日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一八五〇号 平成九年十二月四日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一八五一号 平成九年十二月四日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四

九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一八五二号 平成九年十二月四日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一八五三号 平成九年十二月四日受理
介助用ホイスト・水水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一八五四号 平成九年十二月四日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一八五五号 平成九年十二月四日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一八五六号 平成九年十二月四日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一八五七号 平成九年十二月四日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一八五八号 平成九年十二月四日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一八五九号 平成九年十二月四日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡湯東村大字熊谷九四 福島健市

紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一八七一号 平成九年十二月四日受理
高齢者の医療と生活の安定等に関する請願

請願者 仙台市宮城野区岩切一ノ七ノ一六 佐藤志織 外七千七百四十二名

紹介議員 岡崎トミ子君
高齢化社会が急速に進行しつつある中で、年金・医療制度改正が進められているが、退職者はもとより現職者の間にも、高齢期に対する生活不安は高まっている。ついては、次の措置を採られたい。

一、高齢期の医療等
1 公的介護保険制度の実施に当たっては、施設介護及び在宅介護の充実を図るとともに、

家族等の介護に対しても公的介護給付を行うようにし、国民各層の合意の得られる安定した公的介護保険制度を構築すること。

2 医療制度の見直しに際しては、医療費の負担増や制限診療のないよう、医療行政の充実を図ること。

3 保険外負担の完全解消並びに入れ歯の保険給付対象の拡充を図ること。

4 高齢者・障害者の福祉機器開発及びその貸与・購入に対し、地方自治体の助成等を充実させること。

二、高齢者の生活の安定
1 基礎年金制度における無年金者・低年金者発生を防止するために、国庫負担率を速やかに引き上げること。

2 年金生活者に対する現行課税最低限を引き上げること。

3 公的年金制度を補完する個人年金制度の最低金利を保障する制度を創設し、自助努力の保護を図ること。

第一八七九号 平成九年十二月四日受理
食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表示義務付け、表示基準の設定に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡須恵町大字佐谷一、三二四ノ五四 関伸也 外千九百九十九名

紹介議員 風間 昶君
この請願の趣旨は、第一八二八号と同じである。

第一八八五号 平成九年十二月四日受理
児童福祉法改正に伴う公的保育制度の充実に関する請願

請願者 東京都台東区蔵前四ノ一ノ一〇 社団法人全国私立保育園連盟会長 小川居 外四十八万四千六百九十六名

紹介議員 尾辻 秀久君
一、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ること。

二、「緊急保育対策等五か年事業」の推進を図ること。

三、保育内容の充実・向上を図ること。

四、過疎地域保育所の振興対策の充実を図ること。

五、保育事業にかかわる規制緩和、弾力的運用を図ること。

六、保育所の多機能化、耐震建築等施設整備の推進を図ること。

七、保育に関する税制の改善を図ること。

第一八八六号 平成九年十二月四日受理

国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研究事業における患者自己負担導入反対に関する請願

請願者 北海道帯広市西二十三条南三ノ二

九ノ一 野上珠美 外四千三百五十六名

紹介議員 竹村 泰子君

昭和四十七年に設置された難病対策要綱は、難病患者者に対する社会的支援システムとして患者の生活と権利を保障してきた。現在特定疾患三十八疾病の対象者は三十四万人とされ、類似の小児慢性特定疾患の対象者約十二万人等を加えると、患者数は五十万人程度となり、患者の生活実態は今でさえ極めて厳しい状況にある。ところが、難病対策の特定疾患治療研究事業に患者の自己負担制度を導入する方針が出され、また、患者負担の総額は難病対策専門委員会の試算よりも大きいものになる。三十八疾病の対象者だけでなくその他の難病を含めた実態を調査し、当事者の意見を十分に把握した上で、難病対策の総合的、計画的な施策推進に向けて再検討するよう求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、難病対策の特定疾患治療研究事業に患者自己負担制度を導入する方針を撤回すること。
二、難病患者者の生活実態の詳細な調査を行うとともに、情報公開を徹底化し、難病対策の見直しを患者・家族の納得のいく形で進めること。

第一八八七号 平成九年十二月四日受理

国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研究事業における患者自己負担導入反対に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町大字大戸二、五二ノ一 田中だい子 外四千

百九十三名

紹介議員 上野 公成君

この請願の趣旨は、第一八八六号と同じである。

第一八九六号 平成九年十二月四日受理

高齢者の医療と生活の安定等に関する請願

請願者 北海道新冠郡新冠町中央町七ノ一 藤田麻希子 外四千三百九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第一九一八号 平成九年十二月四日受理

脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一九一九号 平成九年十二月四日受理

在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一九二〇号 平成九年十二月四日受理

重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九二二号 平成九年十二月四日受理

脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一九二三号 平成九年十二月四日受理

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一九二三号 平成九年十二月四日受理

人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一九二四号 平成九年十二月四日受理

障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一九二五号 平成九年十二月四日受理

重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一九二六号 平成九年十二月四日受理

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一九二七号 平成九年十二月四日受理

寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第一九二八号 平成九年十二月四日受理

非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町西三八〇 岡本幸助

紹介議員 河本 英典君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第一九六三三号 平成九年十二月四日受理

療術の法制化に関する請願

請願者 福島県郡山市島一ノ七ノ二 添野光枝

紹介議員 佐藤 静雄君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第一九六九号 平成九年十二月四日受理

建設国保組合の育成・強化に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸六ノ四ノ一 田島清 外二百二十七名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第一三三二号と同じである。

第一九七四号 平成九年十二月四日受理

療術の法制化に関する請願

請願者 山形県酒田市相生町一ノ六ノ五 茂木正勝

紹介議員 阿部 正俊君
この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第一九九〇号 平成九年十二月四日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第一九九一号 平成九年十二月四日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第一九九二号 平成九年十二月四日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第一九九三号 平成九年十二月四日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第一九九四号 平成九年十二月四日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第一九九五号 平成九年十二月四日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第一九九六号 平成九年十二月四日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第一九九七号 平成九年十二月四日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第一九九八号 平成九年十二月四日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第一九九九号 平成九年十二月四日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二〇〇〇号 平成九年十二月四日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願
請願者 千葉県市原市松ヶ島三三五ノ二ノ五ノ四一 千葉均
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二〇〇一号 平成九年十二月四日受理
医療制度の改善反対に関する請願
請願者 京都市南区東九条松田町六一ノ一 田中秀貴 外二十九名
紹介議員 西山登紀子君
九月からの医療費値上げは国民生活に深刻な影響を与えている。ところが、政府・与党は来年度予算から三年連続して医療費の国庫負担を大幅に削減しようとしている。そのうえ、(一)「高齢者医療保険」を創設し、七十歳以上の老人から新たに保険料を取り立て、掛かった医療費の二割から三割を患者に負担させる、(二)サラリーマンの医療費を三割負担にし、大病院への通院は五割負担にする、(三)保険で支払う薬代に上限を設定し、上限を超える部分は患者負担にする、など医療制度の全面的な改悪を計画している。橋本内閣は健保財政の赤字を改悪の理由にしているが、世界一高い日本の薬価にメスを入れるだけで二・三兆円の節約が可能であり、また、ゼネコン奉仕の公共事業に五十兆円、社会保障にわずか二十兆円というゆがんだ財政構造を正せば、国民の負担増なしで財源を十分に確保できる。ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、入院給食費の再引上げ、薬(漢方薬等)の保険外しなど、患者負担を増やさないこと。難病患者の医療費自己負担の導入を行わないこと。
二、高齢者に新たな負担増を押し付ける「高齢者医療保険」の創設は行わないこと。
三、健康保険本人の三割負担、大病院は五割負担の計画はやめること。
四、当面、九月一日から実施された健保本人二割負担、薬代の二重取りなどの負担増を中止し、実施前の状態に戻すこと。

第二〇〇二号 平成九年十二月五日受理
国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研究事業における患者自己負担導入反対に関する請願
請願者 埼玉県川口市幸一、五七五ノ三〇 仲松美穂 外四千四百七名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一八八六号と同じである。

第二〇〇三号 平成九年十二月五日受理
建設国保組合の育成・強化に関する請願
請願者 岡山県小田郡矢掛町矢掛二、六〇 九 増田広次 外百十名
紹介議員 一井 淳治君
この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第二〇〇四号 平成九年十二月五日受理
食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表示義務付け、表示基準の設定に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡志免町志免二、〇四八ノBノ一〇二 渡辺春美 外三千九百九十九名
紹介議員 横尾 和伸君
この請願の趣旨は、第一八二八号と同じである。

第二〇〇五号 平成九年十二月五日受理
食品衛生法等の改正による遺伝子組換え食品の表示義務付け、表示基準の設定に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡宇美町大字宇美四、〇〇四ノ四 脇田敬子 外千九百九十九名
紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第一八二八号と同じである。

第二〇〇六号 平成九年十二月五日受理
食品の安全基準の緩和反対等に関する請願
請願者 東京都品川区西品川一ノ一一ノ一

六 大野ゆき子 外四百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

第百三十一回国会で強行承認されたWTO協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）は、農畜産物の輸入自由化を進め、食品の安全基準と検査の緩和を義務付けた。協定の実施後、ミニマム・アクセス（最低輸入義務）による米輸入を拡大しながら、国内では減反を強化するなど、農畜産物の輸入が激増した。既に、日本は食料自給率が世界で最も低い国の一つになっている。また、安全基準・検査の緩和は、病原性大腸菌O-157による大量食中毒発生の根源となり、その原因解明と抜本対策の障害にもなっている。また、各種の添加物やこれまでも認められていなかった農産物の残留、さらには表示のない遺伝子組換え農産物の輸入も認められるに至っている。このままでは、国民の食糧と健康、農業が壊滅的な打撃を受け、取り返しのつかない事態に陥ることは明らかである。WTO協定は第十条に加盟各国は改正の提起ができること、また、三分の二の賛成があれば改正できることをうたっている。つまりは、国民の食糧と健康、そして地域農業・地域経済を守るため、さらには世界の食糧不足を解決するためにも、次の措置を採らねばならない。

一、食品の安全基準や検査の緩和をやめ、今すぐ安全行政の抜本的な強化を図ること。

第二〇四六号 平成九年十二月五日受理

外来診療時の薬剤費負担廃止、医療費のさらなる患者負担反対に関する請願

請願者 埼玉県幸手市南三ノ三ノ五 太田 勝康 外四百四十八名

紹介議員 阿部 幸代君

九月一日の医療保険制度改定の施行と同時に、負担増のため病院へ行くことを我慢したり、通院回数減らすなどの受診抑制が起きている。ところが、政府・厚生省は社会保障予算を抑制するため、医療費で四千億円程度の削減を検討し、風邪薬などを全額患者負担とし、入院給食費と高額療

養制度の患者負担を引き上げる方向であると報道されている。そのうえ、厚生省が八月に発表した「二十一世紀の医療保険制度」（抜本改革案）では、患者の一律三割負担、大病院外来では五割負担、高齢者医療の定率負担と保険料の新設など、大変な負担強化を盛り込んでいた。これでは、ますます病院に行けない状況になってしまふ。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、外来診療時の薬剤費自己負担（二重払い）制度を廃止すること。

二、医療費の更なる患者負担を行わないこと。

第二〇五一号 平成九年十二月五日受理

医療制度の改悪反対に関する請願

請願者 香川県坂出市福江町二ノ五ノ二七 佐伯守 外百三十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二〇一一号と同じである。

第二〇六四号 平成九年十二月五日受理

療術の法制化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市宝木町一ノ五八 和仁大

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第二〇六七号 平成九年十二月五日受理

臍帯血（さいたいけつ）バンクの設立に関する請願

請願者 和歌山県田辺市下万呂三六七ノ一 山本恒義 外九百九十九名

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二〇六九号 平成九年十二月五日受理

脊髄（せきすい）神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二〇七〇号 平成九年十二月五日受理

在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二〇七一号 平成九年十二月五日受理

重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二〇七二号 平成九年十二月五日受理

脊髄（せきすい）損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二〇七三号 平成九年十二月五日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二〇七四号 平成九年十二月五日受理

人工呼吸器を必要とする脊髄（せきすい）損傷者に

関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二〇七五号 平成九年十二月五日受理

障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二〇七六号 平成九年十二月五日受理

重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二〇七七号 平成九年十二月五日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二〇七八号 平成九年十二月五日受理

寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に

関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二〇七九号 平成九年十二月五日受理

非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当て

関する請願

請願者 山形県東根市神町西二ノ一ノ五〇 吉田七百子

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二〇九六号 平成九年十二月五日受理

高齢者の医療と生活の安定等に関する請願

請願者 北海道士別市西一条一〇丁目 土谷務 外四千三百九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第二一〇一号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二一〇二号 平成九年十二月五日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二一〇三号 平成九年十二月五日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二一〇四号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二一〇五号 平成九年十二月五日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二一〇六号 平成九年十二月五日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二一〇七号 平成九年十二月五日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二一〇八号 平成九年十二月五日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二一〇九号 平成九年十二月五日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一一〇号 平成九年十二月五日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二一一一号 平成九年十二月五日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願

請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一 森昌一

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二一二号 平成九年十二月五日受理
骨髄バンク事業の安定的発展と患者の経済的負担軽減に関する請願(二通)

請願者 栃木県小山市平和一七二ノ八 栗本孝雄 外千九百九十九名

紹介議員 山本 一太君

重い血液疾患等の患者に生じる希望を与える公的骨髄バンクが発足して約六年が経過したが、ドナー登録の拡大、コーディネーター期間の短縮等に関して多くの課題を抱えている現状にある。ついては、骨髄バンク事業の安定的発展と患者の経済的負担軽減を実現し、一人でも多くの患者の命を救うため、次の事項について実現を図られたい。

一、骨髄バンク事業の安定的な発展のため、骨髄移植推進財団や日本赤十字社、各都道府県への補助金を継続的に増額すること。
二、骨髄バンク事業の公平性を確立し患者の経済的負担軽減を実現するため、非血液者間の造血細胞移植に必要なすべての費用を健康保険の対象とすること。
三、特定疾患及び小児慢性特定疾患の患者への医療費の全額公費負担を継続すること。

第二一二一号 平成九年十二月五日受理
特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見二ノ四ノ九

紹介議員 ノ二〇三 武田治子
厚生省は公衆衛生審議会成人病難病対策部会の報告に基づき、来年度から特定疾患治療研究事業に患者負担を導入としている。昭和四十七年度に開始され、四半世紀にわたって三十八疾患、数十万人の患者の医療を保障してきたこの事業は、患者らの経済的・精神的な負担を軽減させただけでなく、疾病の原因解明や治療法の研究推進にも貢献してきた。今回の患者負担導入案は、築き上げてきた難病研究の蓄積を崩壊させるものであり、賛成できない。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、特定疾患治療研究事業に患者負担を導入しないこと。
二、難病治療の研究を始めとして、患者に対する医療、生活、教育、雇用などの総合的な対策を確立すること。

第二一二四号 平成九年十二月五日受理
高齢者の医療と生活の安定等に関する請願

請願者 福岡市早良区賀茂二ノ四一ノ一五 大場允也 外三万二千二百十名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一八七一号と同じである。

第二一二五号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村楠木三〇二 穴見義博 外十名

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二一二六号 平成九年十二月五日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村楠木三〇二 穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二一四七号 平成九年十二月五日受理

重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二一四八号 平成九年十二月五日受理

脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二一四九号 平成九年十二月五日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二一五〇号 平成九年十二月五日受理

人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二一五一号 平成九年十二月五日受理

障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二一五二号 平成九年十二月五日受理

重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二一五三号 平成九年十二月五日受理

無年金障害者の解消に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二一五四号 平成九年十二月五日受理

寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二一五五号 平成九年十二月五日受理

非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に関する請願

請願者 大分県日田郡前津江村柚木三〇二

穴見義博

紹介議員 釘宮 磐君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二一六二号 平成九年十二月五日受理

国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研究事業における患者自己負担導入反対に関する請願

請願者 長野県塩尻市東山一、五一ノ五

横川順子

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一八八六号と同じである。

第二一六三号 平成九年十二月五日受理

特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対に関する請願

請願者 東京都豊島区目白二ノ三八ノ二

青山静可

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二一三二号と同じである。

第二一六六号 平成九年十二月五日受理

特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見二ノ四ノ九

ノ二〇三 坂本秀夫

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第二一三二号と同じである。

第二一七七号 平成九年十二月五日受理

特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見二ノ四ノ九

ノ二〇三 玉木朝子

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第二一三二号と同じである。

第二一九八号 平成九年十二月五日受理

国の難病対策見直しに伴う特定疾患治療研究事業における患者自己負担導入反対に関する請願

請願者 静岡県庵原郡富士川町中之郷二、

六六九ノ一 宇佐美忍

外四千三十一名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第一八八六号と同じである。

第二二〇〇号 平成九年十二月五日受理

脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二

石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二二〇一号 平成九年十二月五日受理

在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二

石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二二〇二号 平成九年十二月五日受理

重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二

石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二二〇三号 平成九年十二月五日受理

脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介護人に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二

石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二二〇四号 平成九年十二月五日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二

石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二二〇五号 平成九年十二月五日受理

人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二

石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二二〇六号 平成九年十二月五日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二
石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二二〇七号 平成九年十二月五日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二
石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二二〇八号 平成九年十二月五日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二
石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二二〇九号 平成九年十二月五日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二
石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二二一〇号 平成九年十二月五日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願

請願者 静岡県藤枝市天王町三ノ五ノ二
石間和夫

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二二三三三号 平成九年十二月五日受理

特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対
に関する請願

請願者 東京都豊島区目白二ノ三八ノ二
山崎洋一

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二二二四号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する
請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二二二五号 平成九年十二月五日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二二二六号 平成九年十二月五日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二二二七号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介
護人に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二二二八号 平成九年十二月五日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二二二九号 平成九年十二月五日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきすい)損傷者に
関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二二三〇号 平成九年十二月五日受理
障害者の医療制度改革に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二二三二号 平成九年十二月五日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二二三三三号 平成九年十二月五日受理
無年金障害者の解消に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二二三三三三号 平成九年十二月五日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願

紹介議員 大森 礼子君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二二三三四号 平成九年十二月五日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五六
ノ一 団義則

紹介議員 大森 礼子君

この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二二四五号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)神経治療の研究開発促進に関する
請願

請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林
義雄

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第九三六号と同じである。

第二二四六号 平成九年十二月五日受理
在宅障害者の介助体制の確立に関する請願

請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林
義雄

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第九三七号と同じである。

第二二四七号 平成九年十二月五日受理
重度障害者ケアハウスの設置に関する請願

請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林
義雄

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

第二二四八号 平成九年十二月五日受理
脊髄(せきすい)損傷者等の入院時における付添介
護人に関する請願

請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林
義雄

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第九三八号と同じである。

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九三九号と同じである。

第二二四九号 平成九年十二月五日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第二二五〇号 平成九年十二月五日受理
人工呼吸器を必要とする脊髄(せきずい)損傷者に
関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九四一号と同じである。

第二二五一号 平成九年十二月五日受理
障害者の医療制度改革に関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九四二号と同じである。

第二二五二号 平成九年十二月五日受理
重度障害者の障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九四三号と同じである。

第二二五三号 平成九年十二月五日受理
無年金障害者の解消に関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九四四号と同じである。

第二二五四号 平成九年十二月五日受理
寒冷地における重度障害者に対する寒冷地手当に
関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九八六号と同じである。

第二二五五号 平成九年十二月五日受理
非寒冷地における重度障害者に対する発汗手当に
関する請願
請願者 福井市新田塚一ノ八五ノ一六 林 義雄

紹介議員 松村 龍二君
この請願の趣旨は、第九八七号と同じである。

第二二六五号 平成九年十二月五日受理
外来診療時の薬剤費負担廃止、医療費のさらなる
患者負担反対に関する請願
請願者 埼玉県桶川市東一ノ六ノ一三 橋 本弘 外五名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二〇四六号と同じである。

第二二六六号 平成九年十二月五日受理
骨髓バンク事業の安定的発展と患者の経済的負担
軽減に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜丘五ノ四七ノ八 布田政信 外千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二一二二号と同じである。

第二二六七号 平成九年十二月五日受理
特定疾患治療研究事業に対する患者負担導入反対
に関する請願
請願者 東京都豊島区目白二ノ三八ノ二 二木一三

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二一二一号と同じである。

平成九年十二月二十一日印刷

平成九年十二月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局